

## 国体論形成の歴史的前提と近世儒家史論における正統論の位相・

『本朝通鑑』と『大日本史』を中心に

はじめに問題の所在

波 田 永 実

『大日本史』は尊皇思想を基本にした水戸学の立場で編纂された史書であり、特に後醍醐天皇による倒幕と新政を明治維新に投影して、それを維新の祖型と位置づけた近代天皇制イデオロギーによって事実上の正史の位置に揚げられた。その三大特筆就中、南朝正統論はいわゆる南北朝正閏論争を経て明治天皇・政府によって「正しい歴史観」とされたことは前稿で述べたとおりである。それが日本近代を通じて国民思想を呪縛した国体論の形成の大きな一歩であった。

他方、『本朝通鑑』は幕命によって編纂された『大日本史』に先行した儒家史論であったが、南朝正統論の立場を明確には採っていないかった。本稿で詳しくみていくように、近世の儒家史論は一方において幕府と武家政権の支配の正当性を弁証しつつ、他方における朝幕関係をどう描くかに腐心していた。儒学は本来、実力に

基づく支配Ⅱ「霸道」より徳・仁による統治Ⅱ「王道」を尊重するわけであるから、幕府Ⅱ武家政権の支配の正当性はアプリアなものではなかったわけである。近世儒家史論はこのアポリアをどう説明するかが大きな課題であった。

本稿では、『本朝通鑑』と『大日本史』という近世初期に編纂された二つの史論を検討しながら、天皇・朝廷と武家の関係がどのように、何故、そのように叙述されたのかを検討する。そしてそれがその後の国体論形成にどのような意味をもったかを明らかにすることを課題とする。

## 第一章 林家史学の形成と展開Ⅱ日本における宋学受容の諸問題

### 第一節 林家史学の形成Ⅱ林羅山の歴史観

一般に、水戸藩の『大日本史』に比べて、林家の『本朝通鑑』に対する評価は低く、また研究も多くはない。『本朝通鑑』は四代將軍家綱の治世の参考にするため幕命によって編纂され、完成後その座右にあったが、『大日本史』のように公刊されたものではなく、その企図もなく、一般の目にふれることがなかった。また、『大日本史』のように南朝正統論を明確に打ち出しておらず、歴史叙述の典拠となった史料の出典を明記しておらず、俗書・偽書の類いを用いている部分も見られ、近代以降、『大日本史』が事実上の正史あつかいを受けて尊重されたのに比して、学問的研究も少なく評価も低かった。その『大日本史』が神功皇后を本紀から列伝に下ろしたことを朱子の『資治通鑑綱目』（以下、『綱目』と略記）に做った史観で記述されたと評価し、『本朝通鑑』をこの点で不徹底だと批判的に評価した三浦周行は、南北朝正統論でも『大日本史』が南朝正統の立場で貫かれているのに対して、『本朝通鑑』が後醍醐一代限りを正統とし、それ以降を北朝正統で記述している

ことを批判している。<sup>(1)</sup>これは『本朝通鑑』が『大日本史』に比べていわゆる大義名分に昏い史書だという戦前に通説的に理解されてきた評価の基となった。

数少ない『本朝通鑑』の研究の中で体系的にこれを論じた安川実は、林家の始祖である林羅山について一六一二（慶長一七）年に著した『倭賦』に関連して次のように述べている。<sup>(2)</sup>

これは一種の日本文明論で、日本の「国体」の優秀性、皇統の連綿性を強調したもののだが、「古代において王道が盛んで皇室も栄えたが、武家の勃興にともない皇室も次第に衰えていったとみなしている。…（中略）：彼は武家政治によって王道全く衰えるに至ったとして：（中略）：中世以降王道全く地を払い君臣の大義もまた滅却されるにいたった」という認識を示していた。また、羅山が記紀神話を荒唐無稽なものともみなし、天孫降臨を否定して呉太白山祖説を採ったことはよく知られた事実である。それは「彼は人類の祖先を神々だという説をとることなく、未開野蛮の状態からまず出発したとみた。…（中略）：羅山は呉太白山祖説を天孫降臨の神話より合理的であると考えた。そして皇統の無窮性を天孫降臨の神勅に基づくことを否定し、「姫氏の子孫の本支百世万世にいたり君たる可」と太白の至徳に由来すると考えた。からであった。

これが羅山が依って立った儒学・朱子学の普遍主義的論理であった。そして呉太白山祖説は羅山の創説ではないが、徳川光圀が林家史学から離脱する大きな契機の一つであったことは間違いない。<sup>(4)</sup>そして、『本朝通鑑』が『大日本史』に比べて評価が低い原因の一つが「大義名分に昏い」ことに求められてきたことも事実である。

しかし、羅山が後年に至るまで『資治通鑑綱目』の正統論を国史に適用しようと試みていたことは事実である。羅山は『資治通鑑綱目』の正統例によってわが国におけるの女帝の正統性を否定して、女帝を歴代の中に数うべきでない<sup>(5)</sup>と主張している。また、大友即位を認め、「近頃大明に燕王が建文をころし、白帽子を戴ける

も、異域同日の物語なるべし。」と燕王（「永樂帝」）による建文帝打倒を壬申の乱を大海（「天武天皇」）による大友（「弘文天皇」）打倒になぞらえて、等しく篡奪とみなしている。これらの点は、光圀の『大日本史』三大特筆の魁けといつてよい。

にもかかわらず、南北朝正閏問題では羅山、鶯峰ともに明確な南朝正統論を唱えることはできなかった。それは何故かということが問題に浮上する。結論から先にいえば、そこに明確な理論的必然性を見つけ出すことは困難であると考えられる。

羅山は『倭賦』において、古代の天皇家によくみられた近親婚を人倫から外れたものと厳しく批判した。そして壬申の乱の評価についても、前述のように大友即位を認めた。ということは天武の篡奪を認めるということを意味する。『通鑑綱目』の書法に従うということは、朱子学的倫理観で歴史をとらえていたということの意味する。女帝を否定し、大友即位を認める立場がなぜ、南北朝正閏論で南朝正統ときっぱり言えないのか。羅山・鶯峰二代にわたる『本朝通鑑』に結実した歴史研究の成果を『大日本史』比して決して劣るものではないと主張する安川実『本朝通鑑の研究』でもその理由は必ずしも明確ではない。

安川はその理由と思われることを次のように述べている。<sup>67</sup>

羅山は五十才代の後半に『通鑑綱目』的史学から『資治通鑑』的史学へと転化している。彼は『通鑑綱目』的史学を奉じていたが、寛永十四年～十五年に『資治通鑑』を読破するに及び客観的学問的史学を開眼した。

ここから安川は「思うに彼は『資治通鑑』によって始めて書法主義に拘泥しないで、史的事実を客観的に

考察すれば自から後世への鑑戒をたれるにたるとする客観的学問的史学に開眼せしめられたらと云うてよからう。<sup>(8)</sup>」という林家史学の転換を導き出している。羅山自身の時系列に従えばこの解釈は成り立ち得る。羅山が『資治通鑑』を読んだ一六三七（寛永一四）年～一六三八（一五）年は羅山は五〇代半ばにあたる。

しかし、安川は同じ『本朝通鑑の研究』において、綱目史観から通鑑史観への進展という時系列的に一直線などらえ方ではなく、両者が「重層的に併存しつつその総合の上に独自の儒家史学の形成をみたのである。」<sup>(9)</sup>というとらえ方をしている。それは「道学主義の反面において史的真实を厳密に検討することを重視し、儒教的現実主義・合理主義にもとづき、事実と伝説とを峻別し、旧記・実録による批判的・実証的研究法を駆使するにいたっている。」<sup>(10)</sup>という解釈である。安川は、結論的には「羅山は『資治通鑑』の正閏論に拘泥しないで史実を客観的に叙述する歴史主義、『通鑑』正編の資料博搜主義、『通鑑考異』の史実の厳密な検討を期する考証的精神の影響下に学問的史学へと転化していったのである。」<sup>(11)</sup>という評価におちつく。

しかし、時系列的に一方から他方への直線的な変化ではなく、安川のいう「重層的併存」状態でそれを「総合」した儒家史学とはいかなるものなのか、いまま少しこだわって考えてみたい。

羅山は鷲峰の書いた『七武』を評論した『七武余論』で武家の興廃を論じたが、安川はその中で「彼は頼朝の武家政治の創始を後白河上皇の濫賞によるといい、南北朝の正閏を論じて、…（中略）…（尊氏を…引用者）南北朝対立の名をかり賊名を免れんとはかったことを宿姦の甚だしきものである。故に『春秋』の筆法によれば尊氏のごときを賊と書すべきであると。羅山は『七武余論』で『春秋』の書法により尊氏を賊臣と断じている」と述べている。つまり、「羅山は『春秋』・『通鑑綱目』の正統例によると南朝は正統であり、足利尊氏のごときは曹操的な逆臣であり、『通鑑綱目』の蜀正統説により理論的に南朝を正統であると見たが、他方で足利幕府を天運のしからしむるところと肯定し、あえて北朝偽主説を唱えなかった。羅山の南北朝正閏論は青年

期と同じく二元的妥協的であった。<sup>(13)</sup>という評価になる。「二元的妥協的」というのは『大日本史』の南朝正統論に比してという意味である。

前の疑問にたち返れば、「それは何故か」ということが問題なのである。安川は「思うに彼は私人として南朝正統論が理論的に正しいことを熟知したろうが、幕府の儒官として北朝正統説をとったといえよう。<sup>(14)</sup>」と述べていることから、羅山の中に通鑑的史観と綱目的史観が併存していたと解釈している。要するに「公人・私人の使い分け」論である。くだいようだが、それが何故起こり、どのような意味を持ったのが重要な問題であると考える。

儒者、就中、朱子学者としての羅山は、綱目的史観の立場から歴史叙述すべきであったであろう。しかし、羅山は同時に幕臣であり、自らが禄を食む武家政権の正当化を前提すれば、綱目的史観を貫徹することは矛盾をきたすことになる。承久の変しかり、南北朝しかり。それをどのように矛盾少なく歴史叙述するかが、羅山と彼の後継者である鷲峰の課題であった。

この点に関して、宋学、特に本稿で問題としている『資治通鑑』、『資治通鑑綱目』のわが国での受容の在り方が一つのポイントになる。というのは、近世儒学、就中朱子学の受容においてその出発点になった林羅山の場合、一七歳の時、朱子学を志し『綱目』から深い影響を受けたといわれている。<sup>(15)</sup>そして『綱目』の書法、歴史観、正統論にならって国史を著そうとし「本朝編年」に取り組んだ。これは完成に至らなかつたけれども、神武天皇から孝元天皇までが書かれた。ただし著作の年代は不明であるが、家康に出仕する前後の時期であろうと推測される。この時期に羅山は精力的に『史記』、『漢書』、『後漢書』などの歴史書をはじめ、『綱目』や『唐鑑』などの史論をさかんに読んでいる。そしてその間彼が書き残した歴史論も概して『春秋』や『綱目』に範を採ったものであった。つまり、儒者として積極的な活動をはじめた青年期の羅山は朱子の『綱目』を信奉した書法・歴史観・正統論（これらをすべて含む概念として本稿では歴史認識と呼ぶ）で歴史を描こうとし

ていた。

その羅山が五〇歳を過ぎてから一六三七～一六三八（寛永一四～一五）年にかけて『資治通鑑』を読破したのである。いうまでもなく、『綱目』は朱子の思想的立場から『通鑑』を批判的にふまえて書かれている。その要点は正統論・正閏論にあった。しかし、羅山においては、先に『綱目』を読んで大きな影響を受け、そのかなり後になって『通鑑』読んでいる。つまり、受容の順序がそれらが書かれた時系列から見ても逆なのである。

羅山の『本朝編年録』は一六四四（正保元）年から編纂が始まり、完成したのは一六七〇（寛文一〇）年である。これが鷲峰の『本朝通鑑』の正編へと内容的にも受け継がれていくのだが、『通鑑』読了以前と以後とは、歴史認識での違いが問題となってくる。『本朝通鑑』を完成させた鷲峰は羅山の文字通りの後継者であり、歴史認識も受け継いでいる。この点について、安川は「思うに彼（羅山のこと…引用者）は『資治通鑑』によって始めて書法主義に拘泥しないで、史的事実を客観的に考察すれば自から後世への鑑戒をたれるにたるとする客観的学問的史学を開眼せしめられたといつてよからう。」<sup>(16)</sup>と述べている。

では何故、この転換が起こったのであろうか。以前にもふれたが、『綱目』史観は一種のイデオロギーである。実際の曲折しながら連続した歴史的事実をイデオロギーで叙述しようとする、それでうまく整理できない、説明しきれない事実が必ず出てくる。朱子の場合には三国時代の正統政権を蜀漢としたわけだが、それは曹操臣論と証明したい劉備漢王朝皇胤説に根拠が求められる。しかしそれは後に詳しく検討するように、司馬光が『通鑑』において「昭烈皇帝（蜀の劉備のこと…引用者）と漢王室との関係は、昭烈自身は中山の靖王の子孫であるというものの、その続き柄は遠く、またその代数・地位・称号等もはつきりせず、それらを記すことができない状態である。」<sup>(17)</sup>と述べていることは対照的である。羅山は（そして同じく鷲峰も）個人の儒者としては女帝を否定し（従って神功皇后を歴代に含めない）、大友の正統性を認める（従って天武は纂



奪者ということになる)など『大日本史』の三大特筆の先駆けをなす歴史認識を示していた。しかし、南北朝の正閏問題に関しては曖昧な態度を採っていた。何故、林家史学の始祖(羅山)と大成者(鷲峰)はイデオロギー的に南朝正統の立場に徹底できなかったのであろうか。北朝は現皇室の直接の先祖であり、その源流である持明院統は皇統の嫡流であり、両統立ちは後嵯峨以来の原則とすれば大覚寺統の後醍醐の後は持明院統の量仁(光厳)が立つべきで(現に皇太子であった)あったが、後醍醐には讓位の意志がなかった。その意味では後醍醐から讓位された後村上は正統な天皇というべきだが、その南朝は吉野に逼塞しており南宋の亡命舟中政權のようなものではないか、というのが羅山のこの問題での立場であった。羅山は南朝正統が朱子学の正統論からは正しく、なおかつ南朝に同情しながら『綱目』史観的に正統政權であるとは評価できなかった。その自己矛盾の「解決」の途が『通鑑』を受容することによってもたらされたと考えるのが妥当ではないか。羅山はいかにも儒者らしく、神武以前の「神代」を荒唐無稽な説話とし、万世一系の根柢を「神勅」に求めず、「呉秦伯皇祖説」聖人の遺徳」に個人的には求めた。従って、光圀ら水戸学のように、「三種の神器」(靈物)に正統性の根柢を求めるような発想自体が希薄もしくは全くなかったと考えられる。この意味において林家史学の「確立」にとって『通鑑』の受容は決定的な要素となったと考えるのである。こうした歴史認識が次代の鷲峰に受け継がれて、林家史学が完成されていくことになると思われる。

## 第二節 林家史学の形成Ⅱ〜鷲峰の歴史認識と林家史学の確立

林家二代目の鷲峰は羅山の文字通りの思想的後継者であり、林家史学の大成者であった。その鷲峰は、一六四一(寛永一八)年「本朝神代系図」を著した。さらに、翌四二(寛永一九)年「本朝王代系図」を著した。これは、神武天皇から明正天皇にいたる皇統譜であり、『本朝編年録』の首巻をなしていた。ただし、後に『本



朝通鑑』では中国の正史にならって削除されている。では「本朝王代系図」の特徴はどこにあるかといえ以下の四点にまとめられよう。<sup>18)</sup>

- ① 神功皇后を歴代に数える。
- ② 大友を正統視するが歴代に数えない。
- ③ 安徳・後鳥羽の並立では、安徳の在位を三年としており、西遷以降は後鳥羽を正統視している。
- ④ 南北朝では後醍醐の在位を一三年とし吉野遷幸以降は北朝を正統視している。従って後村上は「南帝」・吉野殿と朱書きし閏統視している。

前述のように、羅山の『本朝編年録』は鶯峰が改修して『本朝通鑑』の「正編」となっていたわけであるが、鶯峰の改修は単に字句の修正・削除に止まるところと、かなり改稿しているところが存在することは安川『本朝通鑑の研究』のつとに指摘するところである。なかでも安川は「推古記」三四年一月の馬子没の条に「以弑君不書官。不書姓。不書薨。」と記したことに注目して「これは彼（鶯峰…引用者）が『春秋』の筆法・『文公綱目』の書法にならって逆臣馬子に筆誅を加えたことを具体的に示すといえよう。」<sup>19)</sup>と評している。

しかし、『本朝通鑑』の記述に見られるこうした道学的な歴史叙述を取り出して、その部分は『春秋』の筆法・『文公綱目』の書法にならって」と評し、逆に前述の四点にみられるような部分はそれが徹底せず、『温公通鑑』（『資治通鑑』のこと）的な歴史観を採用し、二元的妥協的であったと主張する。つまり、それが安川のいう両史観の「重層的併存」状態ということになる。

しかし、鶯峰が「馬子に筆誅を加えたこと」は儒者、就中朱子学者としては特別のことではない。ことさらそれを『春秋』の筆法・『通鑑綱目』の書法にならっているということは、『大日本史』を基準として『本朝通鑑』を評価する論理となる。両者を比較検討することは学問的に意味のあることではあるが、一方を基準とし

て他方を妥協的だと批判することに今日どれほどの意味があるのか筆者には疑問である。

以上のことから、林家史学は羅山、鶯峰ともに個人としては南朝に同情的であり『通鑑綱目』的史観がその基本にあったが、幕命を戴して修史に当たるときは基本的に北朝正統の立場を採った。その依って立つところは『資治通鑑』にならった歴史観であったことだけを確認しておきたい。<sup>(20)</sup>

### 第三節 『本朝通鑑』における南北朝期の歴史叙述

#### 『本朝通鑑』の構成

『本朝通鑑』は全体のダイジェストともいうべき「提要」が三〇巻、羅山が編纂した『本朝編年録』を鶯峰が改修した「正編」四〇巻、鶯峰が編纂した「続編」一三〇巻、「付録」五巻、神代を扱った「前編」三巻、編纂日誌ともいべき「国史館日録」一八巻などよりなる全三二六巻の編年体の日本通史である。「正編」と「続編」あわせて神武天皇から後陽成天皇までの事跡を取り扱っている。現行本である国書刊行会本は内閣文庫原本を底本として<sup>(21)</sup>いる。南北朝期の記述は鶯峰の手による「本朝通鑑続編」の「巻一百一七」～「巻一百五十二」までにあたる。それは国書刊行会本の第一巻～一二巻に収められている。原本の一卷は原則として一年間の出来事を記述している。したがって、その天皇名の後に記された数字が在位年数を表していることになる。それは後醍醐天皇即位の一三二九(元応元)年より筆が起こされ(巻一百十七、後醍醐天皇一)、一三三一(元弘元)年までまず書かれた(巻一百二十、後醍醐天皇四)後、<sup>(22)</sup>いわゆる元弘の変で後醍醐が捕えられ三種の神器が持明院新帝(光厳天皇)に渡されるまでの経緯が書かれている。そして、その最後で楠木正成が金剛山に立て籠もるまでを述べている。<sup>(23)</sup>

### 南北朝期の歴史認識

次の「卷一百二十一」から「後醍醐天皇五 光厳天皇」と両天皇が並記され、次に光厳天皇の履歴が簡単にまとめられているが、注目すべきはその中の次の記述である。<sup>(24)</sup>

無先帝讓位之儀。而北条相模入道高時立之。…（中略）…国家之權悉在武家。

後醍醐からの讓位の儀式が行われず、高時が光厳を立てたこと、したがって権力が武家にあつたことが明記されている。そして年号については、この年が壬申であることの下に「後醍醐帝元弘二年 光厳帝正慶元年」と後醍醐を先行させて両朝の元号が並記されて具体的記述が始まっている。<sup>(25)</sup>そして次に、

春正月。先帝在六波羅。辛未朔。新帝在土御門内裏。朝拜如例。

と後醍醐を先帝と称し六波羅に捕らわれていること、光厳を新帝と称しその治世が始まったことを述べている。そして三月に先帝を隱岐に遷したことが記され、<sup>(26)</sup>それ以降、楠木一党や反幕府勢力の活動が記されている。そして倒幕が成功して後醍醐が隱岐から遷幸した様子が記された後、「逮先帝重祚」（先帝重祚におよぶ）という重大な記述がなされている。<sup>(27)</sup>『本朝通鑑』は後醍醐が重祚したと見なしているのである。これはいいかえれば、光厳の即位を認め（すなわち、後醍醐の廢位を認める）、廢位された後醍醐が重祚したとして、南北両統を同等視している。このことは、出来事を編年で客観的に記述することから必然的に導かれたことと考えられる。そして「十二月辛酉朔。授太上天皇尊号於正慶帝。」と後醍醐が、正慶帝Ⅱ光厳を太上天皇としたことが

記されている。<sup>(28)</sup>

「卷一百二十四」は建武元年の記述であるから、当然後醍醐のみの巻である。そして「卷一百二十九」の一三三六（延元元）年二月まで後醍醐のみの巻である（後醍醐天皇八・一三にあたる）。それは「春正月庚寅朔。百官朝賀。公家一統之政。復古制。天皇親萬機。」という新政が始まった記述から筆を起し、<sup>(29)</sup>「卷一百二十九」の一二月に「帝在吉野」と記して後醍醐が吉野に逃れ南朝を立てたことと、高野山へ後醍醐が願文を遣わしたことを述べ「天子尊治敬白」と後醍醐の在位を明記した後、「是月。新帝（光明天皇：引用者）勅削：（後略）：」と新たに即位した光明天皇が後醍醐による朝廷の官位・人事を取り消したことを記してこの巻を終えている。ここでも両帝の並立が淡々と記されている。<sup>(30)</sup>しかし、後醍醐が重祚したということは、光厳の即位を認めることになり、論理必然的に光厳上皇が治天として讓国して光明が即位した、ということも認めることになる。そして「卷一百三十」は後醍醐天皇十四と記した後小さく「南朝」とあり、光明天皇一と両帝が並記されているのは、「卷一百二十一」の場合と同じである。はじめに光明天皇の略歴が記され、「建武三年八月十五日踐祚。源尊氏所奉也」と光明を立てたのが尊氏であることが明記されている。<sup>(31)</sup>そして、年号では丑丁延元二年とあり、その下に小さく建武四年と記している。延元は南朝の元号であり、北朝では建武を使い続け四年である。天皇については後醍醐を南朝と事実を記し、元号では延元を先行させている。そのはじめに「春正月。帝在吉野。：（中略）：尊氏奉新帝在京師。」とある。<sup>(32)</sup>「卷一百三十巻」と「卷一百三十一」は全て両帝並記で年号は南朝年号が先行し北朝年号はその後に小さく並記されている。これらのことから、『本朝通鑑』は両帝並記が基本方針であるが、南朝年号を先行させることによって、正閏に関する鷲峰の「微意」を示しているとみることができよう。

ところが、「卷一百三十二」から記述が逆転する。すなわち、この巻は「光明天皇三 南朝後村上天皇一」と

天皇名は北朝が先行し、年号も北朝年号が先行し、南朝年号は後に小さく並記されている<sup>(33)</sup>。つまり、一三三九（延元四）年八月後醍醐天皇が亡くなり、南朝では後村上が即位するが、翌一三四〇（暦応三）年正月から始まる「卷一百三十二」から北朝を正統視することを示しているわけである。このことを明示しているのがこの巻の始めに記された後村上の略歴の最後の有名な部分である<sup>(34)</sup>。

按後醍醐帝延元元年遷幸吉野。自是有南朝南帝之称。然後醍醐無讓位之儀。光明帝為尊氏被立。則終後醍醐之世。乃帝統之正。可在吉野。至後村上則不可無都鄙之辨。況北帝運。傳至今日哉。故至此。以北朝為正。附南朝於其間。

これを分かりやすい現代文に直してみると、次のようになる。

考えてみれば、後醍醐天皇が延元元年に吉野に遷幸した。これから南朝、南帝の呼称がおこった。しかし、後醍醐天皇は光明天皇に讓位しなかった。光明天皇は尊氏がたてられたものである。こうして後醍醐の世が終わり、（それまでは）正統な天皇は吉野にあった。後村上天皇になって都鄙の辨がないわけにはいかない（南朝は地方政権にすぎず、北朝は全国を支配しているという現実をみないわけにはいかない）。いわんや、北朝の皇統が今日に伝わっている。そのため、北朝を正統とし、南朝のことはその間に記すことにした。

つまり、『本朝通鑑』は皇統の正閏に関しては、後醍醐一代を正統とし、それ以降は北朝を正統として両統

を並記した史書なのである。この点は明らかに『大日本史』とは異なった歴史認識を示している。その理由は第一に「都鄙の辨」、第二に北朝は現皇室の皇祖である、という二点である。

では、次に『本朝通鑑』が依ったとされる『資治通鑑』と『大日本史』が依ったとされる『資治通鑑綱目』における正統論を検討してみよう。

#### 第四節 司馬光『資治通鑑』における正統論

##### 中国における王朝交替・正統論のロジック

ここで、中国における王朝交替とわが国の歴史とを歴史認識の視点から比較しておきたい。

中国では『史記』によれば、世襲の王朝は夏に始まるとされるが、夏から殷（商）へ、そして、殷（商）から周への易姓革命はそれ以降の王朝交替の通常の形であり、それを正当化・合理化するロジックが徳・仁に表象される「天命」であり、禪讓においても同じロジックが作用する。『漢書』以降、中国の正史は新王朝によって前王朝の歴史が書かれる。そのため、比較的客観的な記述がなされるし、前王朝の事跡を儒教的な視点から評価することは必然であり、特にその王朝の始祖が天命を承けて王朝をひらき、歴代その「余慶」「余光」で政権を維持していたが、末期に至って王の不徳（「余殃」）の故に天命が改まり王朝が交替するというロジックの歴史的証明が中国における正史を貫く背骨であるといえる。

日本の近世の修史事業に大きな影響を与えたのは宋代（北宋）の司馬光の『資治通鑑』とそれを基に書かれた（南宋）朱熹の『資治通鑑綱目』であることは周知の事実である。両者の立場（歴史観）の違いはこれまたよく知られていることだが、本稿でも重要な論点であるのでやや詳しく概観しておきたい。

司馬光の諸王朝の正閏をめぐる考え方が最もよくあらわれているのが、『通鑑』の三国時代魏の文帝（曹

丕)の黄初二(二二二)年の「論贊」である。<sup>(35)</sup>黄初というのは曹丕がたてた魏の最初の元号であり、『通鑑』がこれを掲げているということは、司馬光が魏を正統王朝と考えていたことをあらわしている。「論贊」は、本文の歴史記述を受けて、筆者・編者が端的にその評価について述べたものであり、中国の正史には付きものであった。『大日本史』にも享保期に幕府に献上された時には安積愷泊が執筆した「論贊」が付されていたが、後に削除されている。

臣光曰く

天はこの人類を作り給うたが、その自然の勢いとして、人民が自らを治めてゆくということはできず、必ず君主を上<sup>(a)</sup>にいただいてこの君主に治めさせるということになってきている。(a)従って、もし暴虐を抑え、弊害を除いて、人民たちの生活を保護し、善を讃え、悪を懲らし、安全を乱すことがないようにできなければ、その者を君主と称して差しつかえないであろう。

三代(夏・商・周の三代を指す：引用者)以前に、世界の諸侯は単に万国といわれているものばかりではなかった。(b)人民・国土を持つ者は全てこれを君主といたのである。そして、数多い国を一つにまとめてこれに君主として臨み、法律を定め、号令を下してしかも天下の諸侯がそれに背くことがない者を王と<sup>(c)</sup>いった。王の徳が衰えたとき、強大な国で、他の諸侯を従えて天子を尊び、天子に仕えることのできたものを覇と<sup>(c)</sup>いたのであった。(c)これを逆に考えれば、上代から天下に道理は行われず、諸侯は力をもって互いに争い、あるいは長い間天子の存在しないことも、当然多かったのである。秦は書籍を焼き捨て、学者を生き埋めにするという弾圧をあえてしたが、漢帝国が成立して、学者は初めて五徳の相互作用による万物の生成という考えに基づいて、秦の天子の正位にあらざる国とし、「その徳、木と火との間



にあるを以て、覇ではあっても王ではない」と説いたのであった。(d)これ以後、正しい天子の正位をふむ王室か、そうではなくて天子を補佐する覇者としての存在かということが、天下を統一した強大国については常に論ぜられることとなった、すなわち正閔の論が存在することになったのである。

漢の王室が減んで三国が鼎のように対立し、その後成立した晋も国の中心を失って五胡十六国の騷乱が続いて起こった。：(中略)：私は誠に不敏にして、前代漢王朝が果たして正統の正統の天子の国であるのか、あるいは、天子を補佐すべき覇者の国であるのかの判断はつきかねるけれども、(e)私かに考えるには、もしこの中国全土を合わせて統一ある国とすることができないならば、いずれも天子の名を持つてはいても、その実質を持たないものである。中国であれ蛮夷であれ、仁者であれまた不仁者であれ、その他大小強弱、その時その時での違いはあっても、それらは要するにみな古代の諸侯と何ら変わることはない。：(中略)：もし中国の中央にいる者を正統の天子の国とするなら、五胡十六国すなわち劉(前趙)・石(後趙)・慕容(前燕)・符(前秦)・姚(後秦)・赫連(夏)等の国々の領土は、みな、古の五帝三王の都を置かれた土地である。またもし正しい道徳を身につけた者を国の正統な天子とするなら、極めて小さな国の中にも、必ずそのような立派な君主はいるであろうし、逆に三代の末にも邪悪の王がなかったとはいえないのである。(f)こういうところから、正閔論というものには、昔から今まで、その筋が十分に通つて、人々に疑いの余地がないように、確然としているものはないのである。：(中略)：

(g)さて正閔ということになれば、私の判断でできることではないが、ただその功績事業の実際から見たところでは、周・秦・漢・晋・隋・唐は、みな、嘗ては中国全土を統一して、その天子たるの位を子孫に伝え、その子孫は力弱く遂には都を他に遷すというようなことにはなるけれども、なお祖先の功業を受け継ぎ、回復再興の望みがあつて、四方の国でこれと対抗して争う者は、みな、もとの家臣であつた。従つ

てこれらは全く天子としての方法で取り扱った。その他の国は：（中略）：すべて列国諸侯としての方法で取り扱い、すべて公平に扱って、強調したり軽視したりする差別はないようにした。：（中略）：しかしながら、(h)記録というものは天下が分裂している場合においても、年・月・日に従ってことの前後を正して記さねばならない。漢は天下を魏に伝え、さらに晋がこれを嗣ぎ、晋は劉宋に伝え、順次に陳に至り、最後に大宋が天下を受け継いだという順に従うのであって、それゆえに魏・宋・齊・梁・陳・後梁・後唐・後晋・後漢・後周の順に年号を取って、それによってそれぞれの国のことを記さないわけにはゆかないということになるのである。それを尊びかれを卑しめ、また正統・非正統の区別を立てているのではないのである。：（後略）：

以上のように、(a)は君主（諸侯）としての一般的条件、(b)は諸侯の中から王としての条件を「数多い国を一つにまとめてこれに君主として臨み、法律を定め、号令を下してしかも天下の諸侯がそれに背くことがない」と規定している。しかし王の権威が失墜した場合、覇者がこれに変わって実際に天下を統べる。しかし名目上は王は覇者の上にいる。(c)では上代より諸侯は実力で争いを続けてきて道理に従って歴史が続いたわけではなかったと主張している。秦は実力で戦国時代を終わらせ天下を統一したが、焚書坑儒などの暴政を行った。その後、漢が成立したが、儒者たちは五徳説から秦を正統とはしなかった。(d)ではそこから正閏論が生じたことが述べられている。しかし、司馬光は(e)で大一統を成し遂げた国はこれを正統とみなすことを主張している。そして、重要な論点(f)で正閏の基準は、中華の中心を支配しているか否かなのか、君主の道徳的正しさなのか曖昧で容易にを決定することができないと述べていることである。

さらに、これまで述べてきたことから論理必然的に(g)周・秦・漢・晋・隋・唐は正統な王朝であり、その理

由は大一統と血縁による王位（帝位）継承、そして対立者がかつての家臣であったことなどを挙げている。

最後に、それ以外の三国時代や五胡十六国など天下が分裂している場合の歴史叙述については、(h)で「漢は天下を魏に伝え」と三国時代では魏を正統とみなし、晋以降のことは劉宋・斉・梁・陳・後梁・後唐・後晋・後漢・後周の順に年号を取って、「それぞれの国のことを記さないわけにはゆかない」と主張しているのである。

つまり、『通鑑』は編年体の史書であるから、「年・月・日に従ってことの前後を正して記さねばならない。」わけである。これが司馬光の歴史観である。あるイデオロギーの立場からある王朝を正統とし、他を閏統として差をつける歴史叙述とは異なるものである。

さらにいえば、この後に続けて、あたかも後世朱子による『通鑑綱目』での正閏を巡る自身への批判を予測しそれに反論するかのごとく次のように述べている。

昭烈皇帝（蜀の劉備のこと…引用者）と漢王室との関係は、昭烈自身は中山の靖王の子孫であるとはいふものの、その続き柄は遠く、またその代数・地位・称号等もはつきりせず、それらを記すことができない状態である。それはあたかも劉宋の高祖（劉裕）が、漢代楚の元王であった交の子孫であると称し、また南唐の烈祖（李昇のこと…引用者）が、呉王恪（李世民の子…引用者）の子孫であると称するようなもので、正しいか否かの判断がつけにくい。それゆえ、後漢の光武帝および晋の元帝と同じように取り扱って、漢王室の血統を嗣ぐ者とは見なさないのである。

以上見てきたように、司馬光の歴史観は資料に依拠して事実を客観的に記述するというものであった。しか

し、その記述の中に自ずと歴史観が表されるという書法を採った。

『綱目』史観と『大日本史』

司馬光の『通鑑』が大一統をもつて魏を正統としたのに対して、朱子の『綱目』は劉備が後漢景帝の後裔であるとされたことから蜀を正統とした。これが『大日本史』に影響を与えたとの説もある。<sup>36)</sup>日本における朱子学の受容と展開において林家と並んで大きな役割を果たしたのは京都の山崎闇斎とその一門（崎門）である。闇斎自身の尊皇思想については紙幅の関係上ここでは割愛せざるを得ないが、それが朱子の『綱目』史観に依拠しており、その崎門の学統が『大日本史』に結実した水戸学形成に果たした役割の大きさは以前から指摘されてきた。<sup>37)</sup>崎門を代表する一人で幕末維新期の尊王論に大きな影響を与えた『靖献遺言』の著者浅見綱斎は三国時代の正閏論において魏の正統性を否定したが、それは「夫れ魏は後漢の獻帝の譲りを受くと雖も、然かも謙遜揖讓の美に非ず。而して劫奪逼迫を以て、これを盗む。」すなわち、曹丕（魏の武帝）による篡奪であると言う点にあり、蜀の正統性は昭烈帝（劉備）が後漢の皇胤という血統によって担保されているというロジックになっている。<sup>38)</sup>この点、日本の南北朝における正統論とは論理的には直結しない（南北両朝とも後醍醐の皇胤であり、北朝の方が正嫡であるという事実）。従って、明治維新を導いた尊皇斥霸思想としての南朝正統論、すなわち北朝の正統性を否定するロジックとしては、現職の後醍醐天皇が讓位の意志を持たなかったことと、もう一つの理由、すなわち足利尊氏の叛逆を高唱しなければならぬ。前稿でも指摘したように、近代水戸学派は「高氏（尊氏のこと：引用者）は、極端に覇道を行ひ、覇道実現のためにあらゆる無道を敢てし、あらゆる策略を濫用して悔みなかつた。」<sup>39)</sup>そんな叛臣尊氏が立てた北朝を正統とは認めないというのが南朝正統論の根拠となつたのである。<sup>40)</sup>そしてそうした立場を「大義」と呼ぶと主張している。

〔註〕  
第二章

- (1) 三浦周行「史学史一斑」参照、『国史講座国史概説』所収。
- (2) 安川実『本朝通鑑の研究 林家史学の展開とその影響』（言叢社、一九八〇年）三四頁参照。
- (3) 同前、三三―三四頁参照。
- (4) 『年山記聞』の記述によるが、羅山、鶯峰は『本朝通鑑』やその正編となった『本朝編年録』には呉太白皇祖説を採用してはいない。これは林家の「私説」というべきであろう。なおこの点については安川前掲書一二五頁参照。
- (5) 『羅山文集』第六七随筆三（三三五頁の最後の部分も重要）
- (6) 『丙辰紀行』、安川前掲書三六頁より。
- (7) 前掲書三六頁、林鶯峰『羅山年譜』参照。
- (8) 前掲書三六頁
- (9) 前掲書三六頁
- (10) 同前
- (11) 同前、そして羅山はその史観で「太平記三事」、「源平綱要」、「明德軍志」などを書いたことになるのである。
- (12) 前掲書四三頁
- (13) 同前
- (14) 同前、なおこの点について、安川は「王道と霸道を峻別する孟子以来の考え方」である「王覇の弁」を重視している。『倭賦』において「古代において王道が盛んで皇室も栄えたが、武家の勃興にともない皇室も次第に衰えていった」という歴史認識がこれに当たる。これは王道を敬慕し霸道を蔑む考え方であるが、壮年期までの羅山は師である藤原惺窩の影響もあり、こうした考え方が濃厚であった。同前、三三―三七頁参照。
- (15) 前掲安川実『本朝通鑑の研究』二九頁参照
- (16) 第三巻 列伝 九八頁

- (17) 前掲『資治通鑑選』一六三頁
- (18) 安川前掲書、四八頁参照
- (19) 前掲書五一～五二頁
- (20) 前掲書四六頁参照
- (21) この本の刊行が一九一九（大正八）年で原敬内閣であることはある種象徴的である。
- (22) 『本朝通鑑』第十一、続編七、国書刊行会、三五一六頁参照、なお頁数は全巻の通し頁になっている。
- (23) 同前、三五三三頁
- (24) 同前、三五二五頁
- (25) 同前
- (26) 同前、三五二六頁
- (27) 同前、三五四五頁
- (28) 同前、三六一二頁
- (29) 同前、三六一五頁
- (30) 同前、三七五二頁
- (31) 同前、三七五三頁
- (32) 同前
- (33) 『本朝通鑑』第十二、続編八、三八〇三頁
- (34) 同前、三〇八三頁、ただし、例外が存在する。それは「巻一百三十八」で「南朝後村上天皇七」とあるが、その前に「北朝無主」といわれる「正平一統」により、北朝に天皇がいなくなつたため、年号も正平七年が先行している。「巻一百三十九」は「後光厳天皇一 後村上天皇八」と再び北朝が先行する。年号も同じである（同前、三九四五頁）。そして後光厳の略歴のところ、「政在武家」（まつりごとは武家にあり）と短く書かれている（同前、三九六一頁）。
- (35) 本稿では頼惟勤・石川忠久編『資治通鑑選』より現代語訳を全て用いた。なお引用に当たって、行論の便宜上適宜記号

と傍線を付した。一六二〜一六三頁。加藤繁「大日本史と志那史学」(『本邦史学史論叢 下巻』一九三九年、富山房、所収)も参照。

(36) 高須芳次朗『水戸学派の尊皇及び経綸』(一九三六年、雄山閣)一四四〜一四八頁参照。

(37) 關齋と崎門と水戸学との關係については、鳥巢通明「大日本史と崎門史学の關係」(『水戸学集成五 大日本史の研究』

一九五七年、国書刊行会)所収、坂井喚三「浅見綱齋の大義名分論」(『近世日本の儒学』一九三九年、岩波書店)所収、名越時正「水戸藩における崎門学者の功績」(名越「水戸光圀とその余光」一九八五年、錦正社、所収)など参照。

(38) 前掲書一四七頁参照。

(39) 前掲書一二五頁

(40) 前掲書一四七頁。この点さらに、後醍醐が神器を保持し、讓位の意志もなかったので光厳の践祚を認めず、従って後醍醐の重祚も認めず、叛臣が立て偽器によって践祚した光明を認めない立場を「正名」といい、この二つを併せて「大義名分」としている。

## 第二章 『大日本史』における南北朝時代認識

### 第一節 徳川光圀の修史事業

#### 光圀と水戸学

前稿でも述べたように、「水戸学とは何か」という問いには二つの答えがある。戦前を代表する水戸学研究者である菊池謙二郎は「水戸学といふ語は二様の意義に解せらるゝが如し。一は初代威公(頼房：引用者)以来水戸藩に伝来し展開したる学风全般を指し、一は弘道館記に叙述せられたる教義信条を謂ふ。」<sup>[1]</sup>と述べ、菊池は「余の見る所を以てすれば、前説は取るべからず。水戸学といへば必ず後者なるべきを疑はず」と断定し



ている。いわゆる後期水戸学を指している。戦後、尾藤正英は「水戸学あるいは水府の学とは、江戸時代後期の水戸藩に発達した独自の学風を指して、当時の人々が用いた名称であつて、また天保学とも呼ばれていることからすれば、ほぼ天保年間の前後から、この学風が広く世間の注目を集めるようになったのであろう」と述べ、水戸学の定義としては後期水戸学を指している。

『大日本史』は光圀（義公）在世中に根幹部分が「百王本紀」という形で書かれている。つまり、『大日本史』編纂事業を柱にして考えると、光圀が江戸小石川に彰孝館を開いた寛文頃から幕府に献上した享保にかけて本紀・列伝が執筆編纂されていわゆる前期水戸学が形成され、約五〇年の停滞期をはさんで寛政以降、幕末・明治までを後期水戸学が展開していくという構図になり、評価の問題を別にすれば歴史的展開の過程については両者は期せずして共通の理解が成立している。しかし、『大日本史』の三大特筆といわれるものは前期において光圀自身によって定められたものである。そしてその立場は前後期を問わず水戸学には基本的に共通している。しかし、特に南朝正統論については、前期と後期にはかなり大きな位相のズレが存在する。この点については、水戸学の評価に関して重要な論点であると考えているので、光圀の思想形成と関連させて検討してみたい。

### 光圀の「立志」と伯夷伝

幕府に献呈された享保の『大日本史』の「叙」は光圀の養嗣子で三代目藩主綱條の名によるものだが、その一節に「先人十八歳、伯夷伝を読み、蹶然としてその高義に慕ふあり。…（中略）…史筆によらずんば、何を以て後の人をして観感する所あらしめんやと。ここにおいてか、概焉として修史の志を立つ。」と述べられている。これが周知の光圀立志のくだりである。これがその通りとすると、光圀一八歳は一六四五（正保二）年

であるから、三〇歳での彰孝館開設よりかなり前になる。『史記』の伯夷伝との邂逅は光圀の生涯を決定づけた出来事であり、重視せざるをえない。結論から先に述べれば、ここにおける立志とは水戸徳川家の家督を兄頼重の子に譲る決意をしたことを意味するのか、この「叙」にいうように後に『大日本史』となる史書の編纂を決意したのかという二通りの解釈が成り立ちうる。というのも、「叙」より以前に成立した他の史料にこの時「修史の志を立」てたという内容の記述が見られないからである。

そこで、その「伯夷伝」の内容を検討してみよう。周知のごとく、伯夷とその弟叔斉は殷（商）の諸侯である孤竹国の国君の子であった。父親は末弟の叔斉を愛し国君の座を譲ろうとした。父の死後、叔斉は兄伯夷をさしおいて国君に立つことを欲せず、兄に譲ろうとしたが、兄は父親の命は弟の即位であるとして国外に逃れた。そこで叔斉も即位せず国外に逃れた。これは兄弟が君主の座を譲り合った道徳的な美談として有名な一節である。

このことはよく知られているように、兄頼重をさしおいて、水戸徳川家の二代目の藩主となった光圀が、自らの子ではなく兄の子に水戸徳川家を相続させる動機となった故事であった。つまり、初代頼房の嫡流は光圀ではなく、兄頼重であるから自分の跡は嗣子として養育した兄の子に譲るといふ、家における嫡庶の関係を正したことを意味していた。そのために、自分の子は兄の讃岐高松藩に養子に出し、それ以降子を持つことを断念しているわけであり、綱條が襲封した時「少将は我が家の嫡脉、我は弟を以て封を襲ぐ。公命辞するをえずといへども、理、あに恬然としてこれにおらんや。…（中略）…平生の志願ここに於て足れり。」と満足したことを述べている。事実の問題としてもこのことは光圀の真実であり、思想の結実であった。したがって、光圀一八歳の伯夷伝を読んだの立志とは水戸徳川家の相続問題であったとの評価は成り立ちうる。そしてこの点では光圀は思いを通したと評価してよい。

しかし、『史記』の「伯夷伝」はこれだけの内容ではない。国を出た伯夷叔斉兄弟は周の西伯姫昌（後に文王と諡された）が老人を厚遇しているときき帰属しようと思いついて行く途中、周の武王（姫発のこと、この時はまだ王位に就く以前）が殷の紂王を討つために出陣しているのに出会った。その時これを諫めたが容れられなかった。そこで周の世になっても周の粟（俸禄）を食むことを拒否し、西山に隠れて蕨などを採って暮らしていたが終に餓死した、という事跡が「伯夷伝」の後半部分である。この時、二人が武王に言ったことの核心は「父親が亡くなってまだ埋葬もすんでいないのに戦争をしようとしている。これで孝といえましようか。臣下の身でありながら君主を弑殺しようとしている。これで仁といえましようか」という内容である。周は勝利し易姓革命が達成され姫発は武王となったわけであるが、革命とはそもそも既存の秩序を一八〇度ひっくり返すことであり、臣下が失徳の君主を倒すこと（放伐）を否定すれば、易姓革命は成り立ち得ない。中国ではその後、形式的に禪譲であっても廢された君主はほとんど殺されている。例外は後唐―宋の交替だけである。しかも殷（商）の紂王は夏の桀王と並ぶ暴君・悪王とされている。その暴君・悪王を臣に諸侯の一人である周の姫発が放伐することも仁とはみなさない、と伯夷叔斉はいっているのである。つまり、既存の社会秩序の絶対性を主張しているわけである。このことは、後に光圀が「君、以て君たらざるといえども、臣、臣たらざるべからず」という「君主絶対」の信条を持つに至るまさに初発の動機となった故事ではないだろうか。そして、それが後に考察するように、光圀の南朝正統論の基礎になる信条であったとするならば、「伯夷伝」を読んだことが修史の立志の動機となったこともまた一概に否定することはできないと考える。つまり、光圀が後に『大日本史』となる史書の編纂を思い立ったのが一八歳の「立志」であると解釈すれば、それもまた成り立ち得ると考えられる。すなわち、光圀一八歳の立志とは、家督相続の件と修史の件、両方とも成り立ち得るといわざるを得ない。そうであるとすれば、それ以降、後の光圀の思想を具体的に形づくる修学の期間がある

はずである。その過程で最も深い交流があったのは幕府の儒官林家である。羅山は師であり、鶯峰は先輩の学友であり、その弟読耕斎は身分を超えて親友とも呼べる仲であった。

#### 光圀と鶯峰く歴史認識の相違

『大日本史』編纂の基本方針Ⅱ歴史観Ⅱ書法についてはいろいろな意見がある。第一章で考察したように、林家の『本朝通鑑』が司馬光の『資治通鑑』の書法を採用したものであるというならば、『大日本史』の書法は朱子の『通鑑綱目』の歴史観に拠ったという見方もできる。

その最大の論点は、歴史上二人の王が並存したと考えられる時期の正統性の問題である。

この点に関して、鶯峰は一六六四（寛文四）年一月二十八日に光圀を訪ね修史について有名な対談をおこなっている。この時、次のような問答があった。<sup>(6)</sup> ここには両者の主張が率直に述べられていて、相違も明白であるので、やや長いが引用しておく。

参議（光圀のこと：引用者）曰、然、抑安德西狩之後、正統猶在安德乎、然平氏之所立則以在洛帝為正統乎、後醍醐不傳位、高時立光嚴、尊氏立光明、此等之所孰以為正統乎、余（鶯峰の事：引用者）曰、此是本朝之大事、然非微意、先父曾於大友・天武事亦有所思、然上覽之書非無遠慮、故以大友不為帝、唯不準叛臣之例、亦馬子弑逆、厩戸不逃其罪、先父想可記、厩戸弑天皇、其事見文集、然於上覽之書則不能如意、今於某亦然、曾私修治承以來百餘年之事、於安德未崩之時、繫正統於此、分註記元歷年號、若夫於吉野事則未決考、帝統二流之本則光嚴・光明為嫡、後醍醐為庶、然光嚴・光明即位出賊臣之意則熟思以定之、馬公以曹魏為正統、其論世儒以為不正、然今所修妄以當時帝王之祖為僭、以南朝為正則書出之後未知朝議

以為奈何、是非公命則所難私議也、若夫国老執政如君侯、知倭漢先例則余亦可開口、今以如此事妄與權臣議、則此度編修半途廢亦不可知也、某自年少好倭朝事、而世人所不知者非無所發開、今幸承此命、欲使七百年來之治亂興廢以著于後世、故聊記事實以倣通鑑之體、於筆誅謹嚴之事則未能太快、然書成而如君侯之人見之、則或曰夫知某所有微意乎、參議完爾、又告曰、近世事者直書則有障、曲筆則有意者嘲之、不如與伊賀守議而留筆於百餘年以前而可也、余對曰、官議決以後陽成讓位為限、則今難辭焉、且當時事嫌憚亦非無先例、唯記實事則必無妨乎、參議默然、

光圀は單刀直入に治承の例（安德と後鳥羽の両帝並立）と南北朝の例を出して、それぞれどちらが正統かを鷲峰に尋ねた。すなわち、当時鷲峰が編纂を進めていた『本朝通鑑』におけるそれらの問題の扱いを尋ねたのである。それに対する鷲峰の回答と、それを聴いた光圀の反応は以下の通りである。

「それはわが国の大事である。自分に考えがないわけではない。父羅山はかつて、大友と天武のこと（壬申の乱のこと）についてまた考えることがあった。しかし、上覧の書（將軍に献進する本のこと）は書くのに遠慮しなければならぬこともある。ゆえに大友を天皇とはしなかった。ただ、叛臣の例には準じなかった。また、馬子の崇峻天皇弑逆は、厩戸（聖德太子のこと）もその罪を逃れることはできないと考えていた。したがって父羅山は厩戸が天皇を弑したと記すべきだと思っていた。そのことは羅山文集に書かれている。しかし、上覧の書においては思った通りに書けるわけではない。今、自分の立場もまた同じである。かつて私に治承以来（頼朝拳兵以来のこと）百年あまりの歴史の編纂が命じられたが、安德が未だ崩じない間は之を正統とし、元歴の年号（後鳥羽の元号）を分けて註記した。しかし、吉野のことに

ついでには未だ考えを決めていない。二つの皇統の本をたずねたら、光厳・光明は嫡流であり、後醍醐は庶流である。しかし、光厳・光明は賊臣の意図から即位したものである。したがって、よく考えてこれを決める必要がある。司馬光は曹操の魏をもって正統とした。その考えは世間の儒者たちが正しくないとしている。しかし、今歴史書を編纂するに当たって、みだりに当時（今）の天皇の祖先（北朝のこと）を偽物として、南朝を正統とすれば、その本が世に出た後、朝議がどのようになるかは分らない。それは公命でなければ、私議することはむづかしい。もし、老中や執政のものたちが、君侯（光圀のこと）のように和漢の先例を知っていれば、自分もまた考えを述べるかもしれない。今このような状態でみだりに現在権力にあるものに相談すれば、この度の歴史編纂は半ばで止めになってしまうかもしれない。自分は少年のころから日本の歴史のことを好んで勉強してきた。したがって世の人の知らない所を明らかにする事もあるかもしれない。今幸いにも歴史編纂の命を承けて七〇〇年来の治乱興廢の様子を後世に残そうとしている。ゆえに、事実をいささか書いて、『資治通鑑』の体裁に倣おうと思う。道徳的に厳しく筆誅を加えることは、未だよくない。もし、この本ができあがって、あなたのような人がそれを読めば、私の微意のあるところが分かるのではないかと思う。」こう述べたところ、光圀はにつこりと笑った。

光圀はさらに、「近世のことを直書することは障りがある。かといって、筆を曲げて書けば分かっているものはそれを啜うだろう。伊賀守（修史の奉行役である永井尚庸のこと）と相談して筆を百年余り前止めればよい」と述べた。

それに対して、自分は「幕府では後陽成天皇の讓位を下限とすると決定している。したがって、いままらそれを取り止めることはできない。また、当時の嫌憚も先例のないことではない。ただ事実を書けばそれで妨げもないのではないか」と述べたら、光圀は黙然として何も語らなかった。

以上が、修史をめぐる両者のやりとりである。光圀が「完爾」としたのは何故か、「黙然」とした理由は何か、鷲峰は具体的には書き残してはいない。しかし、この時点で、両者の修史に対する考え方はかなり相違がはっきりしてきていたといつてよいであろう。

『大日本史』―『通鑑綱目』・『本朝通鑑』―『通鑑』の位相関係再考

通説に反して「『大日本史』は、『本朝通鑑』と同じく、『通鑑綱目』でなく『資治通鑑』の書法に則っている。」<sup>7)</sup>という評価もある。その論拠は藤田幽谷の「修史始末卷之下」に引用されている安積憺泊の「蓋日本史は実録及び資治通鑑の体を参用す。」<sup>8)</sup>そして憺泊が前期水戸学において『大日本史』編纂の中心的担い手であったことは疑いないものであり、『資治通鑑』の書法に則り歴史叙述しようとしていたことは他の憺泊の著作にも明らかであるという評価によっている。<sup>9)</sup>

しかし、この問題はそう言い切れることはなかなか難しいといわざるを得ない。なぜならば、『大日本史』は南朝正統論を採っている。これは『通鑑』の魏を正統とする歴史観からは直線的には導き出せない。吉野の一隅に逼塞して頽勢にあったとはいえ、後醍醐―後村上―長慶―後亀山の皇統を正統としたわけであるから、『綱目』史観をこの点では採用しているといわざるを得ない。しかし、そうであるならば、何故正統な皇統の王権が衰微し滅亡に至り、不正の武臣が立てた皇統が存続し現在に至っているのかもあわせて論証されなければならぬ、という論理的必然性を南朝正統論は伴っていたのではないだろうか。その時、安積憺泊や三宅観瀾、栗山潜峰など『大日本史』編纂に従事した史臣たちの間に共通に認識されていたのは「積善の家には必ず余慶あり。積不善の家には必ず余殃あり。」<sup>10)</sup>という『易経』にあるロジックが貫徹していく過程を「歴史」として叙述するという書法であった。これは一概に光圀も否定できなかったと考えられる。さらに嫡庶の区別は



光圀自信がこれを家督相続の価値基準とした以上否定することはできない。これらのことから、後に詳しく分析するように、檐泊が執筆した「論賛」では大覚寺統への評価が総じて厳しく、持明院統への評価が総じて高いという叙述に帰結した。つまり、天皇家といえども嫡庶の区別と「余慶—余殃」のロジックが貫徹するという、儒教的な普遍主義がこの面では貫かれていると考えられる。光圀もこれは承認せざるを得なかったと考えられる。このため、後期水戸学において「論賛」は削除されなければならなかったのである。

ただし、そこに万世一系、三種の神器、征夷大將軍などの特殊日本の要素が介在するので、実際の歴史過程を儒教的普遍主義のロジックで説明する時に展開が複雑に曲折せざるを得ない。易姓革命が常態である中国と異なり、日本の場合、実質的政治権力がどこにあるか、誰が握っているかはともかくとして、一貫して名目的な君主は天皇である。従って、国の在り方が中国と異なっている。(この点の強調が後に国体論となって現れてくる。)高倉天皇までは嫡庶にかかわらず天皇の存在の正当性・正統性そのものが問題視されることはなかった。しかし、次代の安徳天皇は西遷し三種の神器とともに西海に沈んだ。この時治天の後白河法皇は後鳥羽を神器なしで即位させた。そのため、後鳥羽の正当性・正統性に関しては朝廷内でも議論があり、自明なものではなかった。しかも一時的にせよ両帝が並立していた。さらに後鳥羽は承久の変を引き起こし敗北したため時の天皇(後に近代になって仲恭天皇と諡され歴代に数えられるようになった)は幕府によって廃位された。この天皇は幼く即位儀礼特に大嘗祭を行っていないなかったため半帝、九条廢帝(母親が九条家の出であったため廢位後は九条家で養われたため)と呼ばれた。しかも当時は院政が常態であったにもかかわらず、三人の上皇を流罪としたため、新たな天皇に讓国すべき治天が存在せず、即位していない皇子を治天(後高倉院)としてその子を天皇に立てた(後堀河天皇)。これは明らかに「武臣のために」立てた天皇に違いないが、この時は別の皇統が立っていたわけではなかったもので、特別に問題視はされなかった。しかし北朝を「武臣が立て

た」と問題視するならば、後堀河の正当性・正統性も問題視しなければ論理的一貫性がない。しかし、この皇統も次代の四条に嗣子なく、幕府は後嵯峨を立てた。この時は、治天の不在のみならず非皇族の女性を形式的に治天と見立てて讓国の儀がおこなわれ即位が実現した。後高倉院―後堀河の場合よりさらに形式的に逸脱した状態での即位であった。さらにこの後、ここから両統迭立が生み出され南北朝に至るのである。この事態を、正統論Ⅱ正閏論の立場からどのように歴史叙述するのが光圀と史臣たちにとって史書・史論の焦点となったわけである。

この点について筆者の見通しは、光圀自身は、『大日本史』に紀伝体を採用したこと（つまり皇統を南朝正統として本紀を立てる）や林家による『本朝通鑑』の執筆編纂が『通鑑』を規範として先行していたことなどを踏まえて自己の価値観により整合的な『綱目』史観的立場を採ったと考えている。しかし、実際に歴史過程を叙述する史臣たちはそのロジックで歴史通貫的に叙述すると矛盾や政治的な問題を生じることになり、実際の編纂事業に支障をきたすことを自覚していた。それは閏統とされた北朝の扱いと、叙述の下限をどことするのか、そしてそれらが必然的に提起することになる「統編」の編纂という問題を提起していた。

## 第二節 『大日本史』統編問題の考察

### 江館は何を問題とし何を提起したのか

それらを具体的に述べているのが、一七一五（正徳五）年一月に江戸の彰考館（江館）から水戸の彰考館（水館）へ送られた書翰である。次にこの点を詳しく考察してみよう。

以下、重要な論点をたくさん含んでいるので、やや長いが引用しておきたい。<sup>12)</sup>

正徳五年未十一月江戸書案

十七日大井兄御手書相違候

…前略…

一通觀論賛大勤引受ケ又統編と申ハ取越候様思召候由至極御尤ニハ聞ヘ申候ヘ其後①小松以下紀伝立不申候得ハ北朝ノ取納相濟不申今ノ世ニ大ニ障リ申候付不得巳申立候…(中略)…先一日も早ク北朝後小松を落着ケ致安心度候…(中略)…兼々 義公様思召ヲ以後小松天皇迄本紀仕立て申候 後嗟峨より以下ハ江戸請取之場ニ而南朝本紀ヲ立北朝ハ正統ニ立不申候故諸事省キ申候尤尊氏將軍以下ノ諸武士兵并北朝方之公卿ハ皆南朝ノ大敵ニ而御座候故伝ノ様子少わけを立申候付北朝方ハ各別ニ相見ヘ申候②南朝ヲ真ノ天子と御立被成候からハ北朝方ハ心持ニ而おとし申筈ニ御座候衣之後小松天皇も明徳四年神器入洛より後真ノ天皇ニ見候尤義満も此年より真ノ將軍ニ書なし申候此則 義公様思召ニ而南朝ヲ正統に後立被遊候御本意ニ付当暮差上申候紀伝ハ全ク 義公様思召之通ニ仕立申候

③一南朝ハ真ノ天子なれ共吉野郷中斗御手ニ入申候和泉河内并東北国西国辺々宮方少々御座候ヘ共わかつ事ニ而御座候北朝方ハ日本国中大かた手ニ入候而天下ノ政事并寺社方諸門跡諸親王諸大臣皆北朝之かけ而立申候ニ付南朝百倍之富貴と見ヘ申候…(中略)…今ノ天子は北朝の御子孫に而御座候ヘハ第一無遠慮ニあいらひかたく奉存候依之 義公様兼々後小松天皇迄先本紀仕立「」仰出候ハ今ノ 禁裏御崇敬之御心と乍恐奉推察猶々深キ思召と奉存候④南朝本紀ノ末ニ後小松本紀斗一冊附シ物二而いか、敷可有之候ヘ共神武より後小松迄百一代大分之事故先後小松と被 仰付置候此後ハ又 殿様より新ニ被 仰付ニ而可之有との思召ニ而可有御座哉と乍恐奉存候南朝本紀御立被成北朝御おとし被成候ハ天ニ無ニ日土無ニ二王

之道理に御叶被成候若南朝北朝二流共ニ同様ニ御立被成候へハ此レ二ノ日ニ王ニ而大乱のもとに御座候  
乍去北朝ハ今ノ天子の御先祖 殿様奉初天下諸大名江被下候官位も北朝之御末より出申候付其の御先祖  
ヲ御おとし被成候而ハ御官位迄もたつとく無之押出し御官位もか、れ不申訳ニ御座候依之後小松天皇本紀  
ノ口ニ北朝代々天皇ヲ書立今之 禁裏御先祖ヲあらハシ申候は、君臣の礼義も立尤 義公様御本意ニ相  
叶可申と奉存先其通ニ立立申候⑤乍去後小松本紀斗ヲ南朝ノ末に附候而ハ天ニ二ノ日ニ罷成候間南朝切ニ  
北朝ヲおとし後小松天皇ヲ巻頭ニ被遊跡三四代斗本紀被 仰附北朝皇妃皇子皇女も其内へ組（ママ）候へハ当暮  
北主家人伝目録之外ニ立立差上申よりハ躰もよく御座候後小松以下ヲ大日本史統編ナト、別物之様ニ被遊  
候得は前後相障り不申南朝も立北朝も道理聞へ可申と奉存候大日本史成就之後万々一他の大名方より北朝  
以後ノ本紀ヲ仕立申候ハ、残念千万之儀尤 義公様思召此ノ一段ニ而相滞可申かと乍恐氣之毒奉存候何  
とその後小松以後三四代程紀伝 仰付候ハ、志編輯之内ニハ心安ク出来可仕かと奉存候左候ハ、 義公様  
御大願 殿様御孝思全備仕天下万々歳と可罷成と奉存乍恐申上儀に御座候以上

十一月

酒泉彦太夫

大井介衛門

佐治理平次

神代奈太夫

一七一五（正徳五）年十一月といえ、一七〇一（元禄二二）年一二月の光圀逝去から一五年近くが経ち、  
文中にもあるように後嗣綱條によって『大日本史』と書名が決定され、光圀在世中に完成していた『百王本  
紀』に加えて列伝一七〇巻が脱稿し、年末にいわゆる『正徳本』が完成したところである。そして『正徳本』を

さらに校閲して安積愴泊が執筆した論纂を付して五年後の一七二〇（享保五）年によく幕府に献進されたわけであるから、当時は編纂上の様々な問題を解決しなければならぬ時期にきていた。なお、『享保本』では光厳以下、北朝の天皇は、後小松本紀の首に帯書するという現在の体裁が採られたが、それは『正徳本』でその体裁が決められたものと考えられることが分かる。そしてその最大の「キモ」ともいえるべき問題が北朝の天皇と後小松の扱いだったわけである。特に下線部に彰考館史臣たちの苦慮する姿がよく示されている。ポイントだけ改めて示せば、次のようになる。

- ① 後小松以下を紀伝に立てなければ、「今ノ世二大ニ障リ申候付」やむを得ずこの意見書を書いた。
- ② 南朝を正統とすることから南北朝合一後の明徳四年以降の後小松は正統な天皇であり、義満も真の將軍である。
- ③ 南朝は正統な王権であるがわずか吉野一帯を支配しているに過ぎない。北朝はほぼ全国を支配しており権門勢家すべて北朝のおかげで成り立っていて、南朝の一〇〇倍富貴である。しかも現在の天皇は北朝の子孫である。
- ④ 現在の構想では、南朝の最後のところに後小松本紀を一冊付けているが、神武より後小松まで百一代で大分になったので、後小松の後に殿様（綱條のこと）から新たに続編を仰せつけられることもあるかと恐れながら考えている。南朝を正統として本紀を立て反対に北朝をおとしているのは、天に太陽が二つ無く、地に二人の王がいないという道理にかなっている。もし南朝北朝両方立つように記述したなら、天に太陽が二つあり地に王が二人いることを認めるようなもので大乱のものである。しかし、北朝は今の天皇の先祖であり、殿様をはじめ諸大名の官位も北朝の子孫よりもらったもので、それを貶めればその官位も貴いものとはいえない。したがって、後小松天皇本紀のはじめに北朝の天皇の事跡を書いたのは、君臣の義も

立ち光圀様の本意に叶うものだと考えてそのように仕立てた。

⑤ しかしながら、後小松本紀ばかりを南朝の末につけては、天に二つの太陽があるようなものになってしま  
うので、南朝が終わる所で北朝に関する部分をおとすまでにして、別に後小松天皇を巻頭にしてそ  
の後三四代ばかりを本紀に立てて北朝の皇妃皇子皇女もその中に組み込めば、この暮れに北朝の家人伝目  
録の外に仕立てて差したもののよりは体裁も良いので、後小松以下を大日本史続編という別物のようにされ  
れば、前後差し障りもなく南朝も北朝も両方立って道理にもかなうものと考えている。

この書案には、実際に稿を作り編纂を進めている史臣たちの間の葛藤が何であったかがよく示されている。  
すなわち、南朝正統は光圀の「思召」であり「本意」なので動かせないが、後小松と北朝の取り扱いは今の天  
皇がその子孫であり、このままでは世の障りになり得ることを危惧している（さらに朝廷への献進も不可能と  
なる）。しかもその南朝は地方政権になっており、反対に北朝は全国支配をほぼ実現している。そして、水戸  
徳川家としても当主綱條の正三位権中納言という官位は北朝の子孫である天皇から任じられている。「其の御  
先祖ヲ御おとし被成候而ハ御官位迄もたつとく無之」とは、はっきりとは明言されていないが、北朝を閏統視  
すれば自己否定につながる論理的必然性が存在することを示唆している。

このアポリアから逃れるためには、後龜山と神器の京都帰還までで『大日本史』本編を終え、明徳四年以降  
の後小松は正統の天皇なのでその本紀を首巻に据えて後三四代の天皇の事跡を加えた続編を作れば、光圀の  
「思召」「本意」にかなない、かつ南北両朝の立場も立って道理にもかなうという「解決案」を示して水館の同意  
を求めているのである。江館は幕府のお膝元でもあり、編纂作業進行中の『大日本史』はいずれ幕府と朝廷に  
献上される計画であったためもあり、上記のような政治的配慮を求めたともいえる。

この書翰の最大のポイントは⑤にあり、筆者はこれはこれで史臣たちが直面していたアポリアの「解決」

の方法としては論理一貫性の面からも妥当な案ではないかと考える。

この続編纂計画については、周知の藤田幽谷の『修史始末』に詳しいが、これまで大方、立原翠軒と藤田幽谷の修史方針をめぐる対立の図式を、事実の問題として幽谷の主張が通る結末から「義公の本意」を続編の否定（当初計画通り後小松で擱筆する）と志表の完成という路線と理解してきた。そこから、光圀が最初に構想した歴史書は「百王本紀」という形で、南朝の皇統をたどって後小松で百代になることから『大日本史』も南北朝が合一した後小松までの叙述となったと一般的には考えられている。

しかし、正統な王権の保持者であるはずの南朝・後醍醐の皇統が後村上、長慶、後亀山の四代で潰え、正統の証であるはずの神器も北朝に渡して滅びた。何故そうなったのかについて『大日本史』が直接答えるところはない。この点に関して尾藤正英は「儒教の歴史思想を日本の歴史に適用することには、おのずから限界があった。何よりも問題となるのは、南朝正統論と、實在の京都の朝廷との関係である。」と指摘し、後小松天皇の本紀が立てられたのは、南北朝合一後は北朝の天皇を正統と認めることであり、そうであれば、続編の編纂計画が持ち上がるのは当然であったと主張する<sup>13</sup>。これは妥当な見解である。

こうした問題は光圀在世中からすでに内在していたというべきである。それは、あるイデオロギーで歴史過程を整理し叙述する以上、避けがたい問題であった。なぜなら、正統概念自体も道德的なものから血統を重視するもの、さらに政治的統治の実態を評価するものなど儒教の本場中国でも意見が分かれていた。そうした正統概念を日本に導入して歴史叙述しようというのが紀伝体を採用した光圀の企図であり、それが具現化されたものが『大日本史』であった。その矛盾にみちた歴史過程を光圀という徳川將軍家連枝にして博学の絶対的封建君主である希有の人格が統御して本紀・列伝の執筆編纂が進められてきたわけである。

そしていよいよ「本紀」と「列伝」が完成し幕府に献進する段階で後小松・北朝の扱いをどうするかという



問題と密接にリンクして『続編』編纂が提起された。この議論で重要なことは、江館が提起したことが政治的配慮から出たことであっても、後亀山と神器の京都帰還までで擱筆するとすれば、先に述べたように、そこまですべてを歴史叙述した『大日本史』（本編）は正統な古代王朝がそこで終わったことを確認し、作られるべき『続編』は新たな王朝の創始として事実上「革命」が起こったことを論証することに論理必然的に帰結することになる。これはこれで、中国の歴史からみれば、王朝交代は常態であり、儒教的にも問題はない。しかし特に水戸学においてはそれは容認できない大問題であって、『続編』問題の本当の争点は天皇制をめぐるこの特殊日本の問題にこそあったのではないであろうか。この『続編』は正親町天皇まで伸ばす予定であった。これは下限を天正年間までひっぱって足利幕府の事跡をその終焉まで叙述することを意味した。しかし、作業は一向に捗らず、仕事の分担についても江館、水館の間に齟齬があり、結局『続編』計画はうやむやの内に放棄されるに至ったのである。

この問題が提起した本当の問題の所在は、前掲書翰にあるように、第一に「南朝は真の天子なれ共吉野郷中斗り御手に入れ候、和泉、河内并東北国、西国辺々、宮方少々御座候へ共、わつかの事にて御座候、北朝方は日本国中大かた手に入れ候て、天下の政事並びに寺社方、諸門跡、諸親王、諸大臣、皆北朝のかけにて立て申し候に付き、南朝百倍の富貴と見へ申し候：（中略）：今の天子は北朝の御子孫にて御座候へば、第一無遠慮にあしらひがたく存じ奉り候」という現実の問題と、第二に「後小松以下を大日本史統編などと別物の様に遊ばし候得ば、前後相ひ障り無く申さず、南朝も立ち北朝も道理聞こへ申す可しと存じ奉り候」とあるように『大日本史』編纂の構想全体に関わる問題ということだけではなく、第三に古代以来の正統な王朝は後醍醐―後村上―長慶―後亀山で終焉し、後小松以降は新たな王朝が始まるという「革命」認識を踏まえた歴史観の提示とも考えられる可能性を示唆していることであった。次にこの点を考察してみよう。



## 光圀死後の編纂事業の要点と列伝の構成と「將軍伝」の立項

光圀は一六九〇（元禄三）年一〇月に家督を綱條に譲り致仕した。そして、元禄四年五月には有名な西山に居を移し修史を監督、督促することにした。そして『百王本紀』が完成した頃（元禄一〇年）、彰考館の半数以上を水戸城内に移した。これは本紀の校訂と列伝の草稿完成を急がせるための措置であった。

その光圀が一七〇〇（元禄一三）年一二月逝去したことは、いわば重い蓋がとれたようなもので、以降、光圀の「思召」や「本意」の内容が、直接光圀膝下で修史に従事した史臣の間でさえ「解釈」の対象となったことを意味した。

ともあれ、一七〇二（元禄一五）年には光圀致仕にともない水戸に移されていた史臣の半数を江戸に戻して江水二館体制で修史の進捗を図ることになったわけである。一七〇四（宝永元）年に安積憺泊が北条政子のあつかいについて「平政子」<sup>15</sup>を書いて烈女伝に入れることを提案し、それに否定的な栗山潜峰などと議論が戦わされている。この概念は言葉が連想させる「勇猛果敢」な女性を指すのではなく、道徳上模範的な女性という属性を満たすことが求められていたが、政子はその果敢な政治的資質から歴史的に評価されてきた。この際も中国の正史の中で誰が何故烈女とされたかなどを引きあいに出しながら議論された。「頼朝の妻政子」をめぐってもかく評価が分かれるくらいであるから、政治的、軍事的な局面局面で文字通り命がけの出処進退をせまられた歴史的人物たちをどう評価し位置づけるかは至難の業であった。そして、前期水戸学の中では光圀の考え方に比較的近い栗山潜峰が一七〇六（宝永三）年四月に三六歳という若さで死去したことは、編纂事業に結果的に一定の影響を与えたと考えられる。

そしてその後、一七〇八（宝永四）年ころから綱條は後三四年で修史事業を完成するよう史臣たちを督促した。翌年から懸案の列伝の部分け（部立）が問題として浮上した。これは政子の時以上の大問題を含んでいた。

というのは、『大日本史』は紀伝体の史書であるから君主である天皇の事跡を本紀として、それ以外の全ての人間の事跡は列伝として叙述される。それを道徳的基準で切り分けて部分けする必要があった。端的な例は「逆臣伝」と「叛臣伝」に誰を入れるかという問題である。「逆臣」とは弑逆（天皇を殺すこと）をなしたものをいい、蘇我馬子・蝦夷・入鹿が入っている。「叛臣」とは天皇に叛逆したものをいい、現行の『大日本史』では吉備田狭、藤原仲麻呂、弓削道鏡、平将門、藤原純友、平忠常、安部時頼、安部貞任、源義親、藤原頼信、源義朝、源義平、兼田政家、源義仲、樋口兼光、今井兼平、根井幸親、浅原為頼、藤原公宗が入っている。それぞれ入っている理由があるのだが、例えば、①北条義時、泰時父子、②北条高時、③足利尊氏、義詮、義満などは含まれていない。藤原（西園寺）公宗は幕府に献上された『享保本』では「叛臣伝」から外されているが、現行本では入っている。①は承久の変、②は元弘の乱、③は南北朝期でそれぞれ天皇に対立して天皇・上皇を配流したり廃立したり即位させたりしている。『大日本史』が立脚している歴史観からすれば、これらは皆「叛臣伝」に入るはずである。しかし、彼等は列伝では③は「將軍伝」、①②は「將軍家臣伝」に部分けされて入っている。そもそも征夷大將軍という官職は中国にはないものであるから、当然中国の正史の列伝にはそうした部立てはない。

何故、光圀没後に『大日本史』においてこれらが部立てされたのであろうか。それはいうまでもなくそこに武家政権の正当性がかかっていたからである。この点に関して、先の尾藤の主張の延長線上にあるのが鈴木暎一の所説である。鈴木は列伝の中に將軍伝、將軍家族伝、將軍家臣伝が新たに立てられたことは、それらが本紀、后妃・皇子・皇女伝、朝臣伝に対応していることから「頼朝以来之国牀中華二曾而無之」<sup>(16)</sup>という歴史的事実の反映であり具体化であることを指摘した。それはさらに言えば、体裁上、將軍伝は本紀に準じる扱いになんていうことが重要である。これは三宅観瀾が一七〇八（宝永五）年一月頃提案し安積愴泊らの賛同を得

て実現したことは周知の通りである。

さらに、全体構想に関連し、ひいては歴史観の核心といふべきもう一つの重要な論点は「北朝五主」の取り扱いであったことは前述の通りである。南朝正統で本紀を立てて、最後のところで北朝の後小松だけを本紀に立てるこの歴史叙述上の不都合を問題視していたわけである。

そもそも、修史とは歴史的事実をある視点から連続的に叙述することをいうが、当然そこには叙述者・監修者の価値観＝歴史観が反映される。『本朝通鑑』や『大日本史』が書かれた近世初期において、それは儒教・就中朱子学の価値観を中心とするものであったが、起こりうる問題としては、祖型としての中国の歴史特に政治過程・政治体制はその価値観が適用される日本のそれと異なっていたという、当たり前のことを考えなければならぬ。

中国の場合、支配の正当性は「天命」によって担保される。「天命」が「有徳」な人物に下り支配が確立し、その支配は正当化される。そして、夏王朝以来、「有徳」な創始者の「余慶」で王位は血縁で世襲されながら一定期間続く。そしてその王朝は「正統」な王朝である。しかし、「失徳」の王が現れるとその「余殃」で支配の「正当性」が失われる。ここで「天命が革まる」と新たな「有徳」者に支配の「正当性」が付与される。これが「革命」である。支配者がある姓の者から、別の姓の者に交替することからこれを「易姓革命」と呼ぶ。新たな「有徳」な王の「余慶」で王位は世襲されてある期間続き王朝は「正統」な王朝とされる。しかし、「失徳」の王が現れるとその「余殃」で支配の「正当性」が失われる。ここで「天命が革まる」というサイクルの繰り返しだが中国の歴史＝正史として叙述されてきたものであった。そして基本的に中国の正史はその王朝が滅んだ後、新王朝によって作られたのでその得失が比較的客観的に叙述された。

これを純粹に日本に適用させることはできない。何故なら、日本には王朝交代（易姓革命）はないというの

がアプリアリな前提であり、にもかかわらず、鎌倉時代以降は実際の全国的統治権は天皇・朝廷ではなく、武家政権が担い行使してきたという歴史的事実をどう論理的・一貫性を持たせながら叙述するかが、近世前半の儒者史学にとって最大のアポリアなのであった。これは林家の『本朝通鑑』でも水戸の『大日本史』でも共通の課題であった。

將軍伝、將軍家族伝、將軍家臣伝という部立てを提唱したのは三宅観瀾であったことは周知の事実であるが、それに賛同して「將軍伝義例」を書いた安積愼泊は次のように書き出している。<sup>(18)</sup>

賴朝開覇府、兵馬之權、移于關東、天下大勢、至此一變、故鎌倉將軍伝、別成一家、上準擬世家載記、下依倣藩鎮列伝

賴朝が幕府を鎌倉に開いて以来、兵馬の權は關東に移り、「天下の大勢はここにいたって一變した」という認識を示している。

そして、こうした認識の基となった観瀾の「將軍伝私儀」では次のように述べられている。<sup>(19)</sup>

上有天子、下有公卿士庶、而中有所謂將軍者、其官則受之朝命、其位則在于臣列、而凡天下土地財租、皆自有之、置守署吏、征討殺生、至廢立大事、又皆自專之……(中略)……今議自源賴朝、至足利義滿抽輯叙排、名以將軍伝、置諸伝之後

上に天皇がいて、下に公卿士庶がいる。その真ん中に將軍という存在がある。その官は朝廷から受けた

ものであり、その位は臣下の列にある。にもかかわらず、天下の土地と財税は將軍がおさえている。そして守護を置き、官衛を司っている。征討や殺生はもとより、皇位を廢するという大事まで、すべて思いのままである。…（中略）…今頼朝から義満までを抽らんで輯め、排べて叙述し、將軍伝の名で諸伝の後に置く。

ある意味、將軍伝の部立ては、三大特筆にも劣らない『大日本史』の大きな特徴とさえいってよい。將軍伝と家族伝、家臣伝は憺泊の「將軍伝義例」にあるように、『史記』の「世家」に準じているが、構成は將軍とその家族、家臣というように、本紀、皇姫・皇子・皇女伝、諸臣伝に倣っている。その理由は上記二つの引用文に尽くされている。

儒教は「君主の徳」を支配の正当性の根拠としている（そしてそれを担保するのが「天命」という概念である）。しかも王の徳による「王道」を最善の支配として、実力による「霸道」は次善のやむを得ない支配とする。従って、国王（天皇）の失徳が重なり、「頼朝開覇府、兵馬之権、移于関東、天下大勢、至此一變」という事態を迎えたわけであり、徳川幕府も「兵馬之権」を握り「天下大勢」を支配しているのであり、近世武家史観はこれを正当化せずして自らの存在の正当性は担保され得ない。彰考館の史臣たちが苦慮していた原因は初期の水戸史観が光圀の歴史観＝綱目的歴史観を純粹に適用して「足利をすべて賊」と記していた点にあった。それは「南朝正統」論の論理的必然ではあったが、尊氏、義詮、義満を「賊」とすれば、幕府＝武家政権の正当性は否定される。たとえ、明德三年神器を授受して以降の後小松が正統な天皇とされ、当然にそれ以降の征夷大將軍たる義満も正統な將軍と認知されようとも、明德三年までの尊氏、義詮、義満の正当性を何らかの方法で担保しないかぎり、武家政権の正当性は担保され得ないというのも、また論理的必然であったというべき

であろう。ここに將軍以下が部立てされなければならぬ必然性があつた。それは完成の暁には、幕府と朝廷への献進が前提されていたためであるが、より直接的には家康は秀吉のように関白・太政大臣という朝臣の最高位に上つて支配を正当化したのではなく、頼朝・尊氏にならつて征夷大將軍として幕府を開いたという事実に理由があつた。しかも、尊氏のように京都にはなく、關東に開幕したことも重要な要素であつた。

幕府への献進は、こうした政治的配慮が奏功して一七三四（享保一九）年に実現したが、朝廷への献進は「南朝正統」論の故に実現しなかつた。近衛家の家士進藤夕翁が擔泊に送つた書翰にも次のようであつた。<sup>(20)</sup>

南朝を正統に御立被遊候は至極御尤其筈之事にて候得共、当今は北朝の御裔にて候故、此書（大日本史）は当世へは御出し被成候事難成などと申衆も過半有之候。

この問題は、『大日本史』編纂開始以来胚胎し、光圀逝去後も容易に解決されないまま残された最大のアポリアであつた。前期水戸学の史臣たちはこのアポリアから逃れることはできなかつた。武家政権の正当性は將軍以下をたてることで形式的には担保されたが、「南朝正統」論は『大日本史』のいわば、アルファにしてオメガでありその建前を維持しつつ（つまり、光圀の企図を尊重しつつ）、北朝に配慮した構成・記述をして「北朝の御裔」たる現朝廷への献進をいかにして実現するかが擔泊以下の史臣たちの使命と受け止められていたのである。

そしてこの問題も周知のように、後小松本紀の首に北朝五天皇の事跡を帯書することで決着したが、この意見のやりとりの中で「後小松ハ申サハ一代之興主ニテ御座候後龜山にて南朝滅ヒ此際革命之世と相見ヘ申候<sup>(21)</sup>」という認識が示されていることにやはり注目せざるを得ない。後龜山で南朝が滅亡し、後小松が「一代之

興主」であり「此際革命之世」であるという歴史認識が成り立てば、後小松に神器が渡されるまでを一区切り（つまり後亀山本紀）とし、以降は後小松本紀を巻頭に据えた統編を編纂するというのは論理的必然といえよう。

つまり、この時期『大日本史』の全体構成と歴史観に関わる重要な変更が議論されていたわけであるが、それは南北朝合一は南朝滅亡による古代からの正統王朝の終焉であり、以降は新たな王朝の開始と認識するという解釈が可能になることを意味する。この点をもう少し詳しくみてみよう。

### 『大日本史』が内包する矛盾

神器の所在が正統を担保するという水戸学独特のロジックでは神器を後亀山から接收した後の後小松からは正統な皇統ということになる。

しかし、百王説という考え方によれば、有徳の初代によって建てられた王朝はその「余慶」「余光」によって永く命脈を保つが百代でそれが尽きて滅びることになる。南朝を正統とすると、神武から数えて百代の天皇が後小松であり、『大日本史』がそこで擱筆された意味を改めて考えてみる必要があるだろう。

光明の践祚に当たっては、後醍醐は偽器を渡したとして「本物」の神器は後醍醐が所持していたことになるが、光厳の践祚に当たっては、璽のみ後醍醐が身に付けていたことになっている。しかし、光厳の践祚と即位は治天の讓国があり、認めるべきだという議論は南北朝史研究者の間にも存在する。そうすると、隠岐から帰還した後醍醐は重祚したことになり、百代目は後亀山ということになる。しかし実際には、後醍醐は退位した意思も事実もないということ、光厳を廢位している。前述のように、『大日本史』では北朝五代を後小松本紀の首に「帶書」という形で付け加える形になっている。そして『論贊』には「光厳・光明は皆



叛臣の立つる所と為る。」(後小松天皇紀の贊)<sup>(22)</sup>と記し、正統な天皇ではないとされている。この点で、『大日本史』の論理には矛盾はないのであろうか。

後堀河は承久の変の後、北条義時がたてた天皇であり「此れ、関東、廢立を擅にするの始めにして、君を置くこと奕棋の如く然り。」<sup>(23)</sup>と評している。ところが、三上皇を配流にして一天皇を廢立した義時も、後醍醐を配流にして光厳をたてた高時も叛臣伝には入っておらず、将軍家臣伝に入っている。たしかに高時の贊には「叛逆の罪、逃るる所無きなり」<sup>(24)</sup>と評しているが、それでは何故叛臣伝に入れなかったのか。後堀河が「叛臣の立つる所」でないならば、光厳を「叛臣の立つる所」とはいえないのではないか。ここに『大日本史』の論理的矛盾が見えてくる。

『大日本史』では神器を保持していることが正統の証であるとするわけであるから、後龜山が後小松に神器を渡した理由は「天命既に去るを知れば」(後龜山天皇の贊)<sup>(25)</sup>こそであり、その後は後小松が正統な天皇であり、後小松天皇紀の贊は「然らば則ち神器の靈物たる、自ら帰する所有り。嗚呼、盛んなるかな」<sup>(26)</sup>と正統な天皇の皇統が続いていくことを言祝いで筆を擱いているのである。

このことから、『大日本史』は南朝正統史観に貫かれているように見えながら、実は北朝に正統が帰一したことを確認し言祝ぐという目的をもって書かれた歴史書であるともいえる。<sup>(27)</sup>この説によれば、北朝によって任じられた足利将軍と幕府の存在も当然正当化されることは論理的必然である。

しかし問題は、何故そうなったか、であろう。筆者はこの点で『大日本史』の執筆者たちは『通鑑』の書法を取り入れ、光圀の基本方針・考え方を「中和」しようとしたのではないかと考えている。それは光圀在世中にすでにそうであり、光圀死後に幕府と朝廷への献進が現実問題となる中で「将軍伝」が立項され、「論贊」での嫡庶の区別や「余慶・余殃」の強調となつてあらわれたと考えている。それによって、三大特筆とい



う『大日本史』の特徴を生かし、あわせて、興亡治乱の歴史過程を「余慶・余殃」のロジックの貫徹したより儒教的普遍主義に立脚したものととして叙述することが可能になったのではないだろうか。このことをもう少し詳しく検討してみよう。

光圀の南朝正統論と儒教的歴史観の位相のずれ

『大日本史』編纂事業を通観すると、それを前期・後期の二つに分けるのが通説である。

具体的には一六五七（明暦三）年、光圀三〇歳の時に水戸藩駒込別邸に史局を開設し『大日本史』編纂事業を開始してから、一七三七（元文二）年『元文本』が完成するまでを前期ととらえる。そして、それ以降、二百数十年を経て近代になって完成するまでを後期と考える。本稿では前期に焦点を当てるが、それをさらに詳しく年表風に示すと次のようになる。<sup>(28)</sup>

『大日本史』編纂過程前期年表

- ① 一六五七（明暦三）年 光圀三〇歳 水戸藩駒込別邸に史局開設 『大日本史』編纂事業開始
- ② 一六六一（寛文元）年 光圀三四歳 紀伝執筆開始
- ③ 一六七二（寛文一二）年 史局を小石川の本邸に移し彰考館と命名
- ④ 一六七六（延宝四）年 初めて史料調査を実施、南朝関係の資料収集に注力
- ⑤ 一六八〇（延宝八）年 神武から後醍醐まで紀伝（旧紀伝）一〇四本完成

\*この時、まだ神功皇后は本紀に立てられておらず、大友は本紀に立てられていた。

\*三大特筆はこの時点では確立していなかったとみなされる。

- ..... (ここまですを第一期とみなす) .....
- ⑥ 一六八三(天和三)年 光圀五六歳「易稿重修」を命じる。この時、後醍醐まで完成していた紀伝(旧紀伝)一〇四本(二一本紀、八三列伝)の全面改稿を命じる。
- ⑦ 一六八九(元禄)年 「修史義例」<sup>29)</sup>
- ⑧ 一六九六(元禄九)年 光圀六九歳 「重修紀伝義例」
- ⑨ \* 憺泊「將軍列伝」を「史記」の「世家」や『新唐書』の藩鎮列伝に倣って置くことを提案
- ⑩ 一六九七(元禄一〇)年 「百王本紀」脱稿 三大特筆確立
- ..... (ここまですを第二期とみなす) .....
- ⑪ 一六九八(元禄一一)年 史館を水戸に移し光圀隠居後の作業進捗を図る
- ⑫ 一七〇〇(元禄一三)年 光圀死去
- ⑬ 一七〇八(宝永五)年 「將軍伝」を立てることを決定
- ⑭ 一七一五(正徳五)年 本紀七三卷、列伝一七〇卷脱稿、「正徳本」完成
- ..... (ここまですを第三期とみなす) .....
- ⑮ 一七一五(正徳五)年以降校正、補正、清書を進める
- ⑯ 一七二六(享保元) 綱条安積澹泊に『論贊』執筆を命じる
- ⑰ 一七二〇(享保五)年 紀伝清書本(享保本)幕府に献上
- ⑱ 一七三四(享保一九)年 幕府『大日本史』刊行を許可、紀伝全巻の校閲が進められる
- ⑲ 一七三七(元文二)年 校閲完了し元文本完成
- ..... (ここまですを第四期とみなす・前期終了) .....

一六八〇（延宝八）年に神武から後醍醐まで紀伝（旧紀伝）一〇四本が完成しているが、この時点では三大特筆は未だ確立していない。なぜ、一六八三（天和三）年に光圀が旧紀伝の書き直し（易稿重修）を命じたのかについては、三大特筆にみられる独特の史観が確立していなかったことと、量的少なさの二点が指摘されている。

そして一六九七（元禄一〇）年「百王本紀」を脱稿し、この時に三大特筆は確立されたといえよう。この時期は光圀の晩年にあたり、一六九〇（元禄三）年には家督を養嗣子の綱条に譲り（この時、水戸徳川家の極官である権中納言に任じられた。それまでは鷲峰『国史館日録』にあるように参議であった。）光圀は隠居して西山に退隠した。そして史館を水戸に移して自ら身を入れて『大日本史』編纂に邁進しようとしたが、一七〇〇（元禄一三）年光圀は死去した。結局、生前に「百王本紀」は完成したが、紀伝全体は完成をみなかった。

初期の『大日本史』編纂の中心人物の一人で後に『論贊』を著した安積澹泊が彰考館に入ったのは一六八三（天和三）年のことである。この年は旧紀伝の書き直し（易稿重修）が光圀によって命じられた年である。この時、澹泊が先輩の人見伝から見せられた旧紀伝には、北朝五主は本紀から降ろされ列伝に入れられており、足利の党はみな賊と書いてあった。この時、大友は本紀に立てられていたが、神功皇后は后姫伝に降ろされていなかった<sup>(31)</sup>。本稿では論点を南朝正統論に絞るので大友と神功皇后の問題は割愛する。

一六八九（元禄二）年の編集方針を定めた「修史義例」において三大特筆の内容が固まっていき、南朝を正統とするが、神器が後小松に渡って以降は後小松を正統とする。そして北朝五主を後小松本紀の首に帯書するなど現在の『大日本史』の骨格が形成されていった。さらに一六九六（元禄九）年の「重修紀伝義例」などを経て「百王本紀」が完成していく。

安積澹泊から「重修紀伝義例」において「將軍伝」を立てるという提案がなされたが、その後、三宅観瀾が「將軍伝私儀」を書いて問題提起をしたのが一七〇八（宝永五）年のことである。これにそれ以前から考えを同じくしていた澹泊が賛成して最終的に將軍伝が立てられることになったことは前述の通りである。これは名は列伝だが、実は本紀と等しく、『史記』における諸侯の事跡を記した「世家」の体裁に倣ったものとして構想されたことも澹泊と観瀾の構想通りであった。理由は保元・平治以来、朝廷の権威は衰え「州郡兵馬の務將士黜陟の政は、専ら鎌倉に在り、而して御教書と詔敕と並行す」<sup>32</sup>るからである。しかし、「重修紀伝義例」の時に「將軍伝」をもうけることは決まらなかつた。すなわち、光圀がそれを認めなかつたということになり、南朝正統論を曖昧にする可能性があつたからである。「足利の党はみな賊」とは「叛臣伝」に入つていたということになる。また、この時西園寺公宗も「叛臣伝」に入つていた。

ここまでは光圀の作りたかつた『大日本史』の構想である。つまり、三大特筆と將軍伝を立てず足利一党を「叛臣伝」に入れるという構成である。南朝正統論に関しては「將軍伝」を立てないという考えとともに光圀の歴史観は一貫していたといふべきであろう。したがって、「將軍伝」を立てることは光圀逝去後に決定されることになつたのである。

しかし、光圀自身も南朝正統論が内包している問題点は史臣たちから指摘されるまでもなく自覚していた。それ故にこそ、光圀は次のように結論づけた。<sup>33</sup>

館の諸儒たちさまさま議論ありて、御顔ばせを犯したる輩も有りしかども、これ計は某に許してよ、當時後世われを罰する事をしるといへども、大義のかかるところいかんともしがたしとて、他の議論を用ひ

たまわず。

南朝正統は「大義のかかるところ」なので「いかんともしがたし」という主張は、もはや論理ではない。南朝正統論はこうして『大日本史』の特筆の一つとなった。では、光圀は天皇親政の政治体制をアプリアリに肯定し、武家支配の正当性を否定したのであろうか。

ここまでの分析からも明らかなように、朱子学的な儒教史観と光圀の歴史観は齟齬をきたしていたといわなければならない。儒教倫理においては①血統、特に嫡庶関係、②道徳的正しさ、③大一統（現実的な支配領域）などが正統性の判断基準となることは、先の『資治通鑑』の歴史観をみてきたところで詳しく述べた。

日本の歴史においては南北両朝とともに皇胤であるから①嫡諸関係でいえば、持明院統が嫡流であり、大覚寺統は庶流である。後醍醐はその大覚寺統のさらに庶流である。②道徳的正しさでいえば、後述のように『論贊』の分析で明らかなように持明院統の後深草の方が大覚寺統の亀山よりも優れていると評価されている。③の政治的支配領域でいえば北朝は大部分を支配しており、南朝は吉野に逼塞している地方政権に過ぎない。

これらのことから、南朝正統論はこの三点以外の論点を持ち出さない限り、根拠が脆弱だといわざるを得ない。そこで「三種の神器」が大きな意味を持つ。それを保持していた方が正統である、という論点は「神勅」とその象徴としての神器に正当性・正統性の根拠を求める日本独自の国体の論証とも一致する。しかし、これはロジックではなく一つのイデオロギーに他ならない。

光圀を源泉とする水戸学にはアプリアリに天皇に絶対的価値観を見いだす立場と「義」や「勢」「人心の向背」に価値観を見いだすより普遍的な儒教倫理の立場が混淆している。

北朝が「武家の立つる所」であるが故に正統ではない、というロジックは南北朝期の北朝五主だけではなく、

極端にいえば、それ以前の承久の変（つまり後高倉院政期）以降のすべての天皇の正統性が失われるということとをロジカルに結論づけることにもなる。

幕府の存在の正当性は、実力によって全国を一元的に統治している（つまりすべての封建領主を一元的に主従関係によって支配しているということ）という事実を征夷大將軍という官位（＝名目）によって保証することで担保されている。その官位は形式的には朝廷から与えられる。武臣が政治権力を執ることを即時的に否定すれば、光圀は自己否定することになってしまう。幕府は天皇・朝廷から征夷大將軍に任じられて統治権を正当化される。幕府としてはそれは形式的手続きであって、天皇・朝廷が主体的に行うわけではない。政治権力を実質的に担保しているのは幕府の軍事力であり、それを可能にしているのは土地制度とそれに基づく租税制度であった。承久の変以来、この二つに関して天皇・朝廷がなんらの影響力を持たないことは事実であり、それこそが、古代から中世へ、そして近世への歴史的展開の根源であった。南北朝正統問題とはそもそもどちらの皇統が正統であるかという点ばかりが問題なのではない。北朝が「武臣の立つる所」であることを理由に正統性を否定されるならば、それはとりもなおさず幕府の存在を否定することに直線的につながってしまう。承久の変以降、「皇位は武家のはからうところ」となったのは歴史的事実であるが、それを天皇の存在を絶対視して武臣はそれに仕えるものとして否定することは徳川一門としての自己を否定することになる。南北朝正統論はそうした問題を内包していることは光圀も史臣たちも充分認識していた。北朝が現在の皇室の祖であることから、『大日本史』の特筆である南朝正統論は朝廷への献進の差し障りになるとの意見は史臣の間はかなり強く存在した。しかし、本当の懸念は南朝正統論が幕府否定につながる論理的回路を開くことにあつたのではないか。そして光圀もそれを自覚していたと考えるのが妥当である。しかしなお光圀は南朝正統論を押し通した。

以上見てきたように、結果的に、『大日本史』もまた近世武家史論が直面した矛盾を内包した歴史書であった、ということになる。ここに以下で本紀と列伝、そして『論贊』の内容を子細に比較検討する意味が存すると考える。

### 第三節 朝幕関係の投影としての歴史認識

#### 後小松攔筆の意味と『扶桑拾葉集』・『礼儀類典』編纂の意図

紀伝体の史書である『大日本史』では歴史的人物の事跡を道徳的に判別し評価する。南朝正統論の他に、神功皇后を本紀からはずし后妃伝に記し、大友皇子を即位したものとみなし本紀に掲げる。この三つをさして三大特筆ということは周知のとおりである。神功皇后を本紀からはずということは、仲哀天皇↓応神天皇という男子直系相続を道徳的に正しい皇位継承とみなし、大友の即位を認めるということは、天武の篡奪を認めることになり、天武朝の称徳天皇での断絶と天智系の復位を合理化し、以降の皇位を正統化することを意味する。

そこで南朝正統論である。注意すべきは、『大日本史』では南北朝合一後の後小松は正統とされていることである。理由は神器を保持しているからである。『大日本史』は後小松以降を記述していないが、後小松で攔筆する意味は何であろうか。そして、後小松以降は論理必然的に正統とされるのであろうか。

これには二つの解釈が可能である。一つは、前述のように、後小松への神器継承をもって神武からの古代天皇制が終焉し、以降は新しい王朝の始まりであると解する「革命」説であり、後小松以降の天皇も当然に正統な天皇であるとする。それは一系の皇統であることと神器を保持していることによって担保される。二つ目は、『大日本史』が激しく批判した皇位への武家の関与は承久の変以降、戦国時代を例外として基本的には常態であったことである。例えば家康は後陽成天皇の八条の宮への譲位を阻止し（後陽成天皇の弟で、一時秀吉の猶

子となっていた過去があり、これを家康が忌避したと考えられる。秀忠は後水尾天皇のあらゆる行為に干渉し、後水尾の明正天皇への譲位は後水尾の自衛的な抵抗とみなすことができる。何故なら未婚の皇女が天皇になつた場合、将来も結婚することはないので最終的に皇統から徳川家を排除できるからである。これは光圀誕生の直近のできごとであり、こうした幕府の朝廷への干渉・統制に光圀が関心を持っていなかったとは思われない。

従来、光圀はそれら幕府のやり方に批判的で、自ら勅使に對する儀礼を厚くしたり、和文の精選集である『扶桑拾葉集』を編纂しこれを朝廷に献進したり、朝廷の恒例・儀式典礼の部類記である『礼儀類典』を編纂するなど朝廷尊崇の態度を強く示したとされている。<sup>34)</sup>

『扶桑拾葉集』という題号が後西上皇から与えられさらに勅撰に準じられたことは周知の事である。そして、それは朝廷尊崇の態度のみならず、南朝正統の立場を表明したものと考えられてきた。そのわけは、卷一に宗良親王（後醍醐天皇皇子）が著した『新葉和歌集』叙が収められているからである。『新葉和歌集』は、南朝の長慶天皇が勅撰集に準ずるよう命じた南北朝時代の南朝側の歌集である。卷一には、『古今和歌集』に始まり『新統古今和歌集』に至る勅撰和歌集（二二代集）の序文が収められている。南北朝時代に北朝側には『新後拾遺和歌集』があり、それは二二代集に含められており当時より勅撰集であつたからその序文は当然巻一に収められていた。そこに『新葉和歌集』の序文を入れるということは、それを勅撰和歌集と認識するということを意味する。従来より水戸学ではこのことを光圀の朝廷尊崇と南朝正統論の表れと考えてきた。

卷二以下は基本的に編年で編纂されており、南北朝期に当たるのは卷一三から一九までである。この時期の『扶桑拾葉集』収録の文書を子細に検討した吉田俊純によれば、同書は持明院統が正統な皇統であることを確認している資料が多く採用され、南朝最大のイデオログであつた北畠親房の著作は一編も採用されておらず、



反対に北朝の大黒柱であった二条良基の著作が多く採用されており、概して北朝側の作品が多く採用され、それらの年号は北朝の年号が何の注釈もなく使用されている。吉田はこれらのことから「それ故に、光圀は『扶桑拾葉集』を編纂することによって、北朝正統論を世に伝え、広まることを希望したといえるのである。」と結論づけている。<sup>(35)</sup>

吉田はさらに、『礼儀類典』も北朝正統史観で貫かれていると主張している。その理由は南北朝期の史料はすべて北朝年号であるからである。最もそのことをよく示しているのは、観応の擾乱の結果、正平一統がなつて崇光が廃され北朝が存在しない期間さえ北朝の観応が先記され南朝の正平は最後に一段低く記されている。これらのことから、吉田は光圀は『大日本史』も含めて、本来北朝正統者であると主張している。<sup>(36)</sup>

吉田の主張するように、また前章『本朝通鑑』の検討でもみたように、年号の使用はその王朝の正統性を認めることである。司馬光も『資治通鑑』で魏の年号を使ったことで三国時代は魏を正統としたことになった。その意味で、『礼儀類典』における北朝年号の使用は光圀の意図と考えられるので、吉田の指摘する通り光圀がこの点では北朝を正統としていたと考えることは論理的にはおかしくはない。

南朝が正統とすると、それが政治的軍事的に劣勢で五〇年あまりで滅亡したのは何故かを儒教倫理的に説明できなければならぬ。北朝が正統とすると、逆臣の武家が立てた王朝の正統性がどのように弁証されるのか、しかもそれが現在の王室の直接の祖であることをどのように正当化されるのか、また、その北朝によって任じられた征夷大將軍・幕府の統治はどのように正当化されるのか、が問題とされなければならない。

前述のように、『本朝通鑑』はこの問題を歴史叙述としては正面から採り上げず、避けて通った。この点、羅山、鷲峰の歴史認識にふれた第一章で述べたように、両者とも天皇・朝廷と幕府という二元的統治構造を持つ日本史の本質的アポリアを認識しながら結果的には論理的に突き詰めなかつたことを意味する。そのた

め、後期水戸学の立場からは『本朝通鑑』は南朝正統を貫けず大義名分に昏い史書であると批判された。『大日本史』はこの点明確であるとされる。しかし、後期水戸学や近代水戸学派が解釈したほど明確に光圀も含めた前期水戸学派の歴史認識の論理は一貫していたとは言いがたい。それが、『扶桑拾葉集』における持明院統の正統意識を示す史料の収録や『礼儀類典』の北朝年号の使用などの形で示されたと考えられる。吉田の指摘は重要であるが、問題は、光圀は『扶桑拾葉集』でも『礼儀類典』でも『大日本史』と同じように両朝並立状態を南朝正統の立場で完全には「止揚」できなかった、ということを示しているのではないであろうか。林家の『本朝通鑑』もそのアポリアと格闘した結果の歴史叙述であり、光圀の『大日本史』も同じアポリアから逃れられなかったと考える。つまりこの点では、『大日本史』はいわば鏡に映した『本朝通鑑』なのではないかと考えるのである。

この点をさらに『大日本史』の本紀・列伝の内容と『論叢』を比較検討しながら明らかにしたい。

### 【註】

#### 第二章

(1) 菊池謙二郎「水戸学の意義」、『水戸学論叢』所収

(2) 尾藤正英「水戸学の特質」「水戸学」解説、五五六頁、『岩波思想体系』はそうした立場に立ち、「水戸学」には藤田幽谷他の後期水戸学の論策が収められ、前期水戸学を代表する安積愷泊の『大日本史論叢』や栗山潜峰の『保建大記』は『近世史論集』に収録される構成になっている。

(3) 彰考館総裁大井廣が綱條の命で稿した文。川崎紫山譯註『譯註大日本史』第一卷、(一九六四年、大日本史普及会) 八頁。ただし、この本の底本は正徳本なので、文中の紀年は正徳五年になっている。なお本稿ではこの他、本紀、列伝など『大日本史』からの引用はすべて『譯註大日本史』によった。

- (4) 『義公行実』(常磐神社・水戸史学会編『水戸義公伝記逸話集』所収) 六頁、なお、引用に当たっては原文の漢文を読み下した。
- (5) 光圀の詩文集『常山文集』巻十五に収められている詩に引用されている一節。  
 「我れ今年致仕して故郷に帰る。仲冬二十九。夙に江戸之邸を発つ。別れに臨みて詩を賦し。男九成(綱條のこと；引用者)に遺す。」として次のように述べられている。  
 嗚呼汝欽め哉。 国を治むるは必ず仁に依れ。 禍は閨門より始まる。  
 慎みて五倫を乱す勿れ。 朋友に礼儀を盡し。 日暮忠純を慮れ。  
 古謂ふ君以て君たらずと雖も。 臣臣たらざる可からず。
- (6) 『国史館日録』第一巻、四六～四七頁  
 下線部は「古文学教」の「序」にある一節。家督を綱條に譲り、隠棲するにあたって綱條に与えた訓戒にあることば。
- (7) 栗原茂幸「徳川光圀の政治思想」、『東京都立大学法学会雑誌』第一八巻一・二合併号所収、一九七八年、参照。
- (8) 藤田幽谷『修史始末』(元文元年の条)、
- (9) 前掲栗原「徳川光圀の政治思想」第二節参照。
- (10) 岩波文庫版『易経』(上巻)、一〇五頁
- (11) この点について詳しくは拙稿「国体論の形成Ⅰ―南北朝正閏論争からみた南朝正統観の歴史認識」、『流経法学』第一六巻、第二号所収) 参照。
- (12) 『史館日次記書抜』、『大日本史編纂記録』所収(茨城県史史料 近世思想編、四四五～四四六頁) を参照されたい。なお、引用文中、「神武より後小松迄百一代」とあるのは何故なのかよく分からない。南朝をたどって歴代を数えれば後小松は百代であり、北朝をたどれば百一代となる。さらに後醍醐が重祚したと見なすのか否かでも代数は異なってくる。書翰が書かれたのは正徳五年であるから、神功皇后はすでに本紀から列伝に降ろされており、大友は本紀に挙げられている。さらに文脈から北朝をたどったとは考えられないので、百一代と記されていることの意味がよく理解できない。
- (13) 尾藤正英「4 歴史意識」(『中国文化叢書10 日本文化と中国』所収) 一九八頁

- (14) 前掲「史館日次記書抜」、『茨城県史史料 近世思想編』、四四五～四四六頁
- (15) 「檐泊斎文集 卷四」(『続々群書類従』第一三卷、詩文部所収)
- (16) 「檐泊斎文集 卷二」(『続々群書類従』第一三卷、詩文部) 三三二頁
- (17) 鈴木暎一「大日本史」の統編計画について(『水戸藩学問・教育史の研究』所収)
- (18) 「檐泊斎文集 卷二」(『続々群書類従』第一三卷、詩文部) 三三一頁
- (19) 三宅観瀾「將軍伝私儀」(前掲『続々群書類従』第一三卷所収「観瀾集」) 四三二頁
- (20) 原典に当たれなかつたので、引用は吉田一穂「大日本史紀伝志表撰考」、四四七頁、一九六五年、風間書房、なお、吉田の引用にはさらに前後があり、それは観瀾の見解がそのようであったという文脈である。
- (21) 「正徳五年六月九日付江館総裁宛水館総裁書翰」、「往復書案」六、前掲『大日本史編纂記録』、一六三頁
- (22) 『近世史論集』六九頁、なお以下においても、檐泊の『論贊』は岩波思想体系48『近世史論集』所収の『大日本史賛敷』によつた。
- (23) 「後堀川天皇の賛」、前掲書六一頁
- (24) 前掲書二〇二頁
- (25) 前掲書六八～六九頁
- (26) 前掲書七〇頁
- (27) この点は、吉田俊純が「徳川光圀の『大日本史』編纂の学問的目的——北朝正統論をめぐつて——」(『東京家政学院筑波女子大学紀要』第二集)等の論考でつとに強調しているところである。
- (28) 『茨城県史料 近世思想編 大日本史編纂記録』解説の時期区分を採用した。九頁
- (29) 現在は残っていないが、神功皇后を皇妃伝に、大友を本紀に、南朝正統だが明徳三年以降の後小松は正統など三大特筆を定めたとと思われる『近世史論集』小倉芳彦解説、五五三頁参照。
- (30) 特に、林家の『本朝通鑑』との比較で量的不足を強調しているのが吉田俊純『水戸光圀の時代』である。一八九頁参照。
- (31) 前掲小倉「解題」、『近世史論集』、五五二頁

- (32) 「憺泊齋文集 巻四」(『続々群書類従』第二三巻、詩文部所収)、なお安積憺泊「書重修記傳義例後」(『續々群書類従』第一三巻所収、三〇五頁) もあわせて参照されたい。
- (33) 安藤年山「年山記聞」(『日本隨筆大成』第二期第一六巻、一九七四年、吉川弘文館所収) 四一〇頁、なお傍線引用者。
- (34) その他、光圀の朝廷尊崇について詳しくは安見隆雄「水戸光圀と京都」、宮田正彦「義公と『礼儀類典』」(『水戸の分籍(前期)』所収)、名越時正「扶桑拾葉集と水戸光圀の思想」(名越「水戸学の研究」所収) など近現代の水戸学派の強調するところである。
- (35) 吉田「徳川光圀の『大日本史』編纂の学問的目的——北朝正統論をめぐる——」(『東京家政学院筑波女子大学紀要』第二集 一九頁)、また、「扶桑拾葉集」が後崇光院の『椿葉集』全文を掲載していることから、北朝における後光厳系に対する兄の皇統である崇光系伏見宮家の正嫡・正統意識を、さらに南朝に対しても確認できると述べている。そうすると、「正平の一統」で廃位された崇光の弟である後光厳の皇統は後小松一称光と受け継がれてきたが称光が嗣子なく没した。そのため、後小松の猶子となり皇位を継承した後花園は崇光の皇統である伏見宮家の正嫡なので、後伏見以来の持明院統の正嫡に皇統が帰したことになる。この意味で『扶桑拾葉集』が『椿葉集』を収録したことは、吉田が主張するように論理的に一貫性があることになる。
- (36) 同前、一九〜二二頁参照。

### 第三章 本紀・列伝と『論贊』の論理的位相と「歴史つづれ織り」の解説

#### 第一節 紀伝体史書における本紀・列伝と論贊

##### 本紀・列伝と論贊の関係

紀伝体の史書は個人の伝記的記述の集合体である。その核となるのは本紀で、そこで王や皇帝、日本の場合

は天皇の事跡をあつかう。さらに天皇には皇妃や皇子などの家族がおり、さらに貴族や武家などの臣下がついて、それらの事跡は列伝であつかわれる。つまり、同時代人の同じ時期や同じことの事跡が異なった本紀や列伝に重ねて記述されているのが紀伝体の史書ということである。つまり、微視的に一つの本紀・列伝の記述を読んだだけではダイナミックな歴史の動きや何故そうなったのか、という因果関係をつかみにくい構造になっている。

しかし、次節以下で具体的に検討するように、少し視点をひいて巨視的に関係する本紀・列伝をつなげて読めば、全体の構図・意図⇨歴史の流れと因果関係がよく理解できる作りになっている。つまり、紀伝体の史書である『大日本史』は一種の「歴史綴れ織り」のようなものと考えられる。さらに、本来それに付されている論贊は本紀・列伝の記述をより簡潔に儒教的価値観から論評したものであるから、それ自身個々の本紀・列伝の総括文になっている。こうした視点から本紀・列伝・論贊よりなる『大日本史』を読み解いてみたい。

本稿では紙幅の関係上、白川以降を採り上げたが、それは院政期が武士の台頭を画期づけ朝廷の権力が凋落していく原因を作り出した時期にあたり、『大日本史』はその因果関係を明らかにしようという意図がこめられていると考えられるからである。

### 『大日本史』における『論贊』の位置

後期水戸学およびそれを受け継ぐ近代以降の水戸学派の言説には、特に後醍醐天皇と建武の新政（当時は「中興」）の評価をめぐって、『論贊』は光圀の意図したものではなく、最終的に『大日本史』から削除されたものなので、安積澹泊個人の著作であると主張が強く見られる。例えば、「その安積澹泊が命を受けて享保元年から五年の間に執筆した『論贊』には、建武中興に対する徹底した批判が現はれる。」<sup>1</sup>あるいは「後醍

嗣天皇と建武中興に関する史臣諸氏の認識理解の程度には何程かの相違があり、その相違特に否定的見解が光圀の薨後列伝の執筆に当たって后妃伝や尊氏伝、藤房伝に噴出し、更に『中興鑑言』『論贊』により激しく現はれて、その後長く史家論客に悪影響を残すに至ったと考へなければならぬ。<sup>2)</sup> という評価が典型である。

つまり、新政が挫折した経緯や原因について、『論贊』だけではなく、後醍醐天皇本紀や諸臣伝、后妃伝や將軍伝などで述べられている後醍醐の失政、失徳に求める記述がなされた理由を、「長年光圀の薫陶を受けた史臣が相次いで世を去」ったこともあり、それらが光圀の本意とはかけ離れたものであったと主張しているわけである。

また、こうした後醍醐の失政、失徳の典拠としての『太平記』の記述についてもこれを「盲目的に信じ、その誤謬を看破し得なかつた故に生じた批判」であつたとし、<sup>4)</sup> 『太平記』の記述を後醍醐にポジティブな評価をしている部分と、ネガティブに評価している部分とに切り分けて評価する態度を示している。近代実証主義史学が史料としての『太平記』を物語と史実に分離するところから実証的に南北朝史を考察しようとしたことは異なり、後醍醐と新政に都合の悪い部分を誤謬として排除しようとするのである。

近代水戸学派は、『論贊』がこうした列伝の記述に多くを依拠して書かれていることを後期水戸学の立場を継承しながら批判しているわけであるが、この点について「澹泊の建武中興批判の論贊は現行本以前の紀伝(享保本)の記述により執筆したものであることが明らかであり、後醍醐天皇や建武中興についての研究が十分な時期に成つたものといふことができる。」という批判も存在する。<sup>5)</sup> この「享保本」というものは幕府に献呈されたもので、『論贊』も当然含まれたものであり、それは当然、光圀在世中に完成していた『百王本紀』を底本としたものであつた。もちろん、基本的には澹泊が一人で執筆したものであるが、澹泊は稿が出来上がることと観瀾をはじめとした史館の史臣たちに意見を求め、さらに室鳩巢などにも意見を求めており、その結

果かなり訂正したもののやほぼ草稿どおりのものなどいろいろあるが、『大日本史』編纂に関わった人々の大分の意見をまとめたものといえよう。こうしたことから、『大日本史』の紀伝と『論贊』の関係は、後者を光圀が承認しないものであった、という推論は成立しがたいのではないか、というのが筆者の考えである。

『大日本史』は本紀・列伝において後醍醐の治世の始めから建武新政へ、そして新政の崩壊と吉野潜行、南北朝並立と内戦、そして南北朝合一までをこの相対立する二つの勢力の角逐の歴史として記述した。もちろん正統は南朝にありとしたわけであるが、それを儒教的倫理の立場から簡潔に「総括」したものが『論贊』であった。

## 第二節 「歴史綴れ織り」の解読と本紀・列伝の記述と『論贊』の評価の比較検討

### 保元・平治の乱から承久の変まで

まず最初に院政への途を開いた白河天皇である。親政時代から堀川、鳥羽、崇徳の時代に治天としてかわっているわけであるからそれらも参照しなければならない。(引用の後に記したのは『大日本史』が依拠した出典である。なお本稿で参照したのは『譯註大日本史』であり、註にはその巻数・頁数、論贊は『近世史論集』の頁数を記した。また、本文中、示した( )内の数字は底本の巻数と本紀・列伝につけられた番号。

〔白河天皇〕(卷之四十四 本紀四十四)

〔本紀〕

「而も愛悪意に任せて、官を授け、職に任じ、率ね旧典に遵はず。」(中右記)と指摘し、「屢と营造を事とし、国用凋喪し、国司の遷替頗る旧典に乖き、定任の者三十余国。万石・万匹を上る者は、輒く国司たることを得、父子三四人同時に並び任せられ、童稚の者も亦任を得ること有るに至る。是の時、競ひて華麗を尚び、



賤女子の如きも、亦文繡を服し、侈靡の風此に至りて極る。」(中右記)と売官、売爵によって多くの寺院を建立し、贅沢を尽くしたことを批判している。<sup>(6)</sup>

〔贊〕

「官を売り爵を鬻ぐは、固より衰世の蠹政なり」とし、いかにも儒者らしく中国の歴史的事例を引用してそれよりも酷いと批判する。そして「帝、仁義施さずして、多欲に是れ務む。仙院に退居し、殆ど四紀を経るも、天子の威令の加ふる所、意の如く為らざるは無し。」と述べ、最後に「天子の威令の加ふる所、意の如く為らざるは無し。而して牀第修まらず、幾ど倫理を敗る。保元の乱、此に醸蘖す。諸に鑑みざる可けんや。」と結論づける。しかも男女関係の倫理的乱れが保元の乱の原因であると指摘している。これが有名な鳥羽の中宮璋子(待賢門院)との不倫関係のことである。<sup>(7)</sup>

〔璋子の伝〕(卷之八十一・列伝第八)

その璋子の伝には「后幼かりし時、白川帝鍾愛したまひて、之を懷抱に置く。(今鏡)。稍々長ずるに及びて遂に之を私し、中宮と偽りて猶醜声有り、帝頗る之を知りたまひ、遂に崇徳帝を愛せず、之を謂て叔父子と為すに至れり。(古事談)」とある。<sup>(8)</sup>白川と待賢門院の不倫関係は『古事談』だけが挙げていることであるが、それを『大日本史』は本紀・列伝ともに採用しているわけである。

〔鳥羽天皇〕(卷之四十六・本紀第四十六)

〔本紀〕

「前後三女院有り、美福門院最も幸せられ、所出體仁親王を以て、崇徳帝の儲貳と為し、逼りて位を譲らしむ。是を近衛帝と為す。近衛帝の靴するに及び、崇徳上皇復位の志あり。天皇・美福門院・閔白忠通と謀りて、後白河帝を立て、其の子守仁を以て皇太子と為す。是に於て、崇徳上皇大に望を失ひ、陵土未だ乾かざるに、

遂に保元の乱を致す。(今鏡・愚管抄・保元物語を参取す。)」と保元の乱に至る経緯を記している。<sup>(9)</sup>

〔賛〕

「養志の美は、軌を嵯峨・淳和二上皇に方ぶ可きも、善後の慮は企及すること能はず。遂に京師血を蹀むの變に、哲婦、城を傾け、鼎臣、鍊を覆へすを致す。蓋し以て之を啓くこと有るなり」と美福門院のはたした役割について批判的に記述する。<sup>(10)</sup>それをさらに具体的に指摘しているのが美福門院の賛の記述である。

〔美福門院の賛〕

「賛に曰く、鳥羽法皇、美福門院を寵し、哀誓に錮せられて、言、聴かざること無し。后、近衛の崩を以て、罪を崇徳及び藤原頼長の疊祝に帰す。故に法皇に勧め、重仁親王を立てずして、後白河帝を立つ。此れ、国家治乱の係はる所なり。後白河の近衛に於けるや、兄なり。其の事、顕宗・仁賢の推譲に異なる。宜しく兄を以て弟を継ぐべからず。世嫡相承くるは、礼に在りて正と為す。衆心輿論、実に重仁に帰す。而るに、艶妻煽んに方に処り、法皇、其の言に惑ひて、当に立つべからざる所を立てつ。遂に崇徳の怒を激して、陵土未だ乾かざるに、京師、血を蹀む。…(中略)…然れども保元の禍は其の本を推原すれば、実に白川帝の色を好むに基づく。帝、待賢門院を鍾愛して、遂に彝倫の敗斁するに到る。法皇も亦、崇徳の己の子に非ざるを知り、嘗て叔父子の語有り。故に其の、崇徳に不慈なること、固より一日に非ずして、後の狡謀も、亦、因りて入り易し。戒めざる可けんや」と極めて厳しく批判している。<sup>(11)</sup>特に兄(後白河)が弟(近衛)の後に即位したことを倫理を乱すとして批判している。

このように、ばらばらに記されているながら相互に関連する本紀と列伝、そして論贊を読めば、天皇とかれを取りまく人々の営為が保元の乱に結実したことが明らかになるように構成されている。

さて、保元の乱のもう一方の主役は後白河天皇である。

〔後白河天皇〕（卷之四十九・本紀第四十九）

〔本紀〕

「院に在ること三十余年、五帝を擁立す。而して、皆幼冲なりしかば、举措黜陟すること、白川・鳥羽二帝の如し。（神皇正統記）然れども、是より乱逆相踵ぎ、武臣制を専にし、大権一たび去りて、復た収むべからず。（愚管抄）」と清盛、頼朝と武士が権力を握り、朝廷に戻らなかつたことを簡潔に記述している。<sup>12)</sup>

〔贊〕

「兄弟牆に鬩ぎ、骨肉相残ふは、蓋し人倫の大変なり。保元の事、亦惨ならずや。崇徳上皇の戎を興せるは、固より名義無し。帝、已むを得ずして之に応ずるは、之を猶くして可なり。拘へて之を流せるは、已甚だしからずや。漢文、兄を以て弟を廢するすら、猶尺布斗粟の譏あり。帝、弟を以て兄を流す、將た之を何と謂はん。：（中略）：藤原信頼を嬖寵して、立ちどころに兵革を招き、平清盛に委任して、反つて吞噬に遭ひ、源義仲・源義経に逼られて、源頼朝を討つて誥を下すに至りては、則ち朝令夕改、天下、適從するを知る莫し。大権、関東に潜移して、其の狙詐の術に墮つるを知らず。」とある。<sup>13)</sup> こうして政治権力が武士に移行していった理を歴史的に明らかにしているのである。さらに、前に引用した美福門院の贊にもう一度注目する必要がある。  
 「美福門院の贊」

「後白河の近衛に於けるや、兄なり。其の事、顕宗・仁賢の推讓に異なる。宜しく兄を以て弟を継ぐべからず。世嫡相承くるは、礼に在りて正と為す。衆心輿論、實に重仁に歸す。而るに、艶妻嬪んに方に処り、法皇其の言に惑ひて、当に立つべからざる所を立てつ。遂に崇徳の怒を激して、陵土未だ乾かざるに、京師、血を蹀む。」とあり、兄が弟の後を継ぐべきではないことを儒教倫理から主張している。<sup>14)</sup> つまり、長幼の序を守る必要性を強調しているのである。このことは、南北朝期にも問題となつて現れてくる。

これを見て明らかなのは、本紀・列伝と論贊は保元・平治の乱という歴史の変動期を関係した人物の行為を通して因果関係が分かるように記述されており、内容的に両者は見事に照応していることがわかる。

そして承久の変に時代は移っていく。

〔後鳥羽天皇〕（卷之五十四・本紀第五十四）

〔本紀〕

「位に在るの日、王室の陵替を憤り、恢張の志有り。嘗て和歌を作り手て曰く『奥山のおどろが下もふみわけ、道ある世をと人に知らせん』と。（増鏡。）而して志業就らず、遂に播遷の禍に遭ひたまひぬ。」と記しているが、その前の部分は後鳥羽が武芸に執心していたことへの言及が多い。これは後の亀山天皇の贊にも見える徳の少ないことへの批判を含んでいる。『大日本史』は帝王たるもの徳を修めることが最も重要で、諸芸に秀でていることをむしろ批判的に描いている。これは後に検討する後深草と亀山の評価にも深く関係している。

〔贊〕

天皇の徳が少ないという本紀の評価には「然れども徳教を修めず、時勢に審らかならず、儉壬姦邪、講張欺罔し、畿輔の招募を以て、関東の堅鋭を捍がんと欲す。」がそれに照応している。続いて最後に「是れ猶ほ、根本撥えて枝葉の暢びんことを求め、腹心潰えて癰疽の除かれんことを冀ふがごとし。庸ぞ得可けんや。況て、将は其の人に非ず、兵は紀律無し。万馬、闕を犯して、三院蒙塵す。古今、未だ此より惨たる者有らざるなり。」とさびしく批判している。<sup>(15)</sup>

後嵯峨から両統迭立まで

では武臣が立てた後嵯峨天皇以降、両統迭立期はどのように記述されているかみてみよう。

〔後嵯峨天皇〕（卷之六十・本紀第六十）

〔本紀〕

「脱履の後、二皇子踵ぎて祚に臨み、帝、政を院中に聴きたまふこと殆ど三十年。（神皇正統記・増鏡。）特に意を龜山帝に囑し、其の胤子をして大統を承續せしめんと欲し、（神皇正統記・増鏡・梅松論・吉續記正安三年。）後宇多帝を立て、東宮に居らしむ。後、北条時宗建議して、伏見帝を立て、後宇多帝の太子と為さしむ。是より後深草・龜山二帝の後、迭に皇統を承け、朝廷益々弱し。（増鏡・梅松論）と述べ、後嵯峨が龜山の皇統に皇位を継がせようとしていたことを認めている。しかし兩統迭立となつて朝廷の力がますます弱くなつていたことを指摘している。<sup>(17)</sup>

〔贊〕

「唐は穆宗より以來、宦官の立つる所と為る者、七君なり。…（中略）…帝、先皇の余沢を以て、北条泰時の立つる所と為り、刑賞・黜陟、己れに由るを得ず、一に鎌倉の処分に聴す。勢、固より然らん。…（中略）…皇統判れて二流と為り、十年迭る立つの議を建つるに至りては、則ち定策国老・門生天子より甚だしきこと有り。陵遲の極、寒心せざる可けんや。」と述べ、権力が鎌倉に移り、北条氏が立てた天皇であるが故に「刑賞・黜陟、己れに由るを得ず、一に鎌倉の処分に聴す。勢、固より然らん。」と指摘している。<sup>(18)</sup>

次に持明院統初代の後深草天皇についての記述である。

〔後深草天皇〕（卷之六十一・本紀第六十一）

〔本紀〕

「帝、孝友和順にして脱履の後、毎に後嵯峨法皇に侍し、宴遊必ず従ひ、愉色婉容、意を承けて違はず。法

皇崩ず。時人、皆謂ふらく、『万機當に帝に出づべし』と。而して亀山帝親ら庶政を決し、後院別当を置き、院中の事を管し、帝は預る所無し。後宇多帝の登祚するに及びて、帝益々憂鬱なり。北条時宗以爲らく、『上皇身正嫡に居り、雅より失徳無し。宜しく其の胤をして天位を踐ましむべし』と。遂に議して、上皇の第一皇子を以て後宇多帝の儲貳と爲す。是に於て、帝の意釋けたまふ。伏見帝登祚す。浅原爲頼逆を謀り、衆論喧然たり。以謂らく、『実は亀山法皇のせしむる所ならん』と。権大納言藤原公衡帝に勧めて、法皇を六波羅に遷しまつらんとす。帝潜然として曰く、『浮言信じ難し。何ぞ遽に此に至るや。先帝にして知りたまふこと有らば、將た朕を何とか謂はん』と。事、亦尋で釋けたまふ。(増鏡)と述べている。<sup>19)</sup>

ここは南北朝期につながる重要な時期なので、詳しく検討しよう。まず、父である後嵯峨に対して後深草が孝行であったことが書かれ、後嵯峨没後に当時の人々はこぞつて後深草の治世を期待したが、亀山が治世の君となり後深草は何ら関与することができなかった。さらに後宇多が即位し、後深草は鬱々として楽しまなかつた。そこで北条時宗が「後深草は嫡流であり失徳もないので、その子孫を帝位につけよう」ということで伏見が後宇多の皇太子となった。こうして後深草の不満は解消された。しかし、浅原爲義の御所乱入事件が起きてそれを亀山院が使喚したという世評がたち、西園寺公衡が亀山院を六波羅に引き渡して真相を究明しようといったが後深草は亀山を庇つたという内容である。このことについては子細は紙幅の関係上割愛する。

〔贊〕

「帝の孝友の言、至誠に発す。遂に法皇をして、牆に闚ぐの譏りを免れしめ、浮言飛章も亦従ひて銷滅す。」と評価し、父である後嵯峨に対しても「豈、孝道の大なる者に非ずや。」と誉めている。

しかし、当の亀山に関しては後深草の贊では「帝、一院の旨を承けて、天下を皇太弟に伝ふるも、太弟、弟たるの道を尽すこと能はず。帝は躬自らに厚くして、薄く人に責む。其の含弘光大の徳、豈、美ならずや。」

と兄である後深草は道徳的に高く評価され、反対に弟の龜山を厳しく批判している。<sup>(20)</sup> このことは次にみる龜山天皇の本紀においても同様の評価が下されている。

〔龜山天皇〕（卷之六十二・本紀第六十二）

〔本紀〕（卷二）

「帝、天資英銳にして材芸多し。…（中略）…伏見帝の立てるは、固より帝の本意にあらず。是を以て、樂まずして日を渉る。適と狂賊浅原為頼入りて宮闈を犯す。時論、帝の使しむる所ならんと疑ふ。帝甚だ安ぜず、誓書を北條貞時に賜ひて、以て白にす。」（増鏡・異本太平記。）と述べ、当時の世評では浅原為頼事件は龜山が企てたことだという評判が専らだったとしている。<sup>(21)</sup>

〔贊〕

「贊に曰く、帝王の徳は仁孝より大なるは莫く、材芸は貴ぶ所に非ざるなり。而るを況や膂力をや。材芸・膂力ありて、徳の以て之を輔くる無きは、此れ後鳥羽帝の禍を速きし所以なり。帝、既に位を遜りて、後院別当を置き、以て新院を圧するは、此誠に何の心ぞや。北条時宗、新院の旨を承けて、伏見帝を立つるに及び、則ち帝、快々の心無きこと能はず。能く前代の覆轍に鑑みて、其の材武を輝かさずと雖も、孝友仁恕の徳、足らざる所有り。其の由る所を推せば、一院、偏愛に牽かれて、鳴鳩の平均を念はず、僅かに長講堂領を以て、新院の供給に資す。而して帝の驕泰、習、性と成る。蓋し亦馴致する所有り」と、ここでは後嵯峨が龜山の子孫に皇統を伝えさせようとしていたことを「一院、偏愛に牽かれて、鳴鳩の平均を念はず」と批判している。<sup>(22)</sup>

ここでも本紀と論贊は照応していることが確認できる。そして、龜山は温厚な兄に比して「天資英銳にして材芸多」くさらに「膂力あり」と評されるが、贊では「帝王の徳は仁孝より大なるは莫く、材芸は貴ぶ所に非ざるなり。而るを況や膂力をや。材芸・膂力ありて、徳の以て之を輔くる無きは、此れ後鳥羽帝の禍を速きし

所以なり。」と決めつけている。帝王の徳として仁孝に優れているのは兄の後深草とされているのである。さらに龜山はここではふれないが、女性関係でも強く倫理的に批判されている。

ここから導き出される『大日本史』が明らかにしたかったことは、兄弟が天皇位を継いだ場合、兄が嫡流で尊重されるべきであるという価値観である。近衛と後白河の関係では先にみたように、兄が弟の後を継ぐことは倫理的に正しくないとしており、後深草と龜山の関係では、兄は仁孝の人であると高く評価され、弟は「孝友仁恕の徳、足らざる所有り」と厳しく批判されている。つまり、『大日本史』における両統迭立の評価は持明院統が嫡流で仁孝の徳があり、大覚寺統は庶流で道徳的に問題があるという位置づけなのである。

#### 後醍醐即位から南北朝期

そして問題はいよいよ後醍醐天皇から南北朝期に入っていく。

〔後醍醐天皇〕（卷之六十八、本紀第六十八）

〔本紀〕

「皇太子邦良薨す。天皇因て諸皇子を選びて之を立てんと欲す。」と皇太子で大覚寺統の嫡流である邦良が死んだので、後醍醐は自分の皇子を皇太子に立てようとしたが北條高時が従わなかったと述べている。<sup>(23)</sup>

〔贊〕

「故に隱岐の狩は、猶再航の期有りしも、吉野の駕は、永く回轅の日無きは、何ぞや。艶妻嬖せられて賞罰濫れ、諫臣去りて綱紀紊る。忠臣義士の肝腦、草野に塗るる有りと雖も、終に之を能く救ふ莫きなり。特だ、惜しむらくは、其の撥乱の才は、以て俊傑を駆使するに足るも、聡叡の蔽はれて、忠・佞を甄別する能はざりしを。」



延喜の治を復せんと欲するも、其れ得可けんや。蓋し創業既に難くして、守文尤も難きこと、古より皆然り。憂勞は以て国を興す可く、逸豫は以て身を忘る可し。豈、帝未だ之を思はざりしか。」これが有名な『論贊』における後醍醐批判の部分である。<sup>24</sup>すなわち、元弘の乱の時は再起できたのに、建武の新政が失敗し吉野に逃れて永く京都に帰還できなかったのは何故か、と問いを立て、その答えは後醍醐が寵姫の阿野廉子を偏愛して賞罰が乱れ、万里小路藤房のような優れた廷臣が失望して後醍醐のもとを去り規律が乱れた。後醍醐に命をかけてつくした忠臣義士はみな死んでしまったが後醍醐のために京都を恢復することは出来なかった。後醍醐の危機に際しての能力は彼等を手足のように使うのに充分だったが、聡明さは蔽われて忠臣と佞臣を区別することができなかつた、と評している。そして廉子の伝では次のように述べられている。

「藤原廉子の伝」(卷之八十五・列伝第十二)

「廉子天皇警頼にして、善く主の意を迎へて、以て時寵を専にし、播蕩幽屏の際と雖も、未だ嘗て従はざることあらず。而して賂諂を通じ、外権を招き、陳情あるごとに、有司奔走して之を奉ず。中外之を望むこと正匹にも踰えたり。是に由りて賞刑紊乱し、羣下憤疾す。」<sup>25</sup>とその弊害を指摘し、さらに「尊氏の反を濟せるは廉子の為せる所なり。(太平記)」とまで批判している。

つまり、後醍醐が倒幕を企てた原因を皇太子に自分の子を立てたかかったのに高時がこれを許さなかつたことに求め、新政が瓦解した原因を寵姫廉子を偏愛したことや優れた臣が失望して去つたこと、後醍醐の「聡叡の蔽はれて、忠・佞を甄別する能はざりし」に求めているのである。つまり、後醍醐の失徳こそが新政瓦解の原因だと指摘しているのである。

〔光厳院〕(卷の七十二・本紀第七十二)

北朝の五天皇については周知のごとく、後小松天皇本紀の初めに掲げられている。その書き出しには「皇曾祖光厳帝、諱は量仁、後伏見帝の第一子なり。」と現皇統の祖であり、持明院統の嫡流であることが明記されている。そして、一三二六（嘉暦元）年七月に後醍醐天皇の皇太子となり、「一三三一（元弘元：引用者）年秋八月、天皇（後醍醐のこと：引用者）三神器を擁し、出でて笠置山に幸したまふ。（太平記）九月二十日癸巳、皇太子、花園上皇の詔を以て土御門殿に踐祚したまふ。：（中略）：儀、後鳥羽天皇の故事に遵ひ（皇年代略記・皇代略記）」と踐祚の次第が述べられている。さらに、「冬十月、天皇笠置より還りたまふ。：（中略）：六日戊申、帝、劔・璽・鏡を天皇に受けたまふ。」と述べられている。<sup>(26)</sup>『大日本史』は後醍醐を正統視し、光厳を閏統視している。また、「天皇」と「帝」を使い分けているがその基準はよく分からない。そして、光厳の皇太子には、後醍醐の皇太子であった邦良の子康仁が立てられたことが記されている。<sup>(27)</sup>元弘の時点では「天皇御謀叛」にもかかわらず、持明院統と幕府は両統迭立の原則を守ろうとしていたことが分かる。この皇太子は大覚寺統の嫡流であったが、これを廃位したのは復位した後醍醐である。

〔光明院〕（卷之七十二、本紀第七十二）

「一三三六（建武三）年十一月二日甲辰、帝（光明のこと：引用者）劔・璽・鏡を後醍醐天皇に受け、天皇に尊号を上りて太上天皇と曰ふ。（皇胤紹運録・皇年代略記）」と踐祚の様子と、光明が後醍醐に太上天皇（上皇）の尊号を与えたことが述べられ、続けて「十四日丙辰、太上天皇（後醍醐のこと）の第七子成良親王を立て、皇太子と為し」たことが記されている。<sup>(28)</sup>尊氏も持明院統もこの時点でお両統迭立を守ろうとしていた。この皇太子は建武三年二月二日後醍醐が吉野に遷幸して廃位された。

〔後小松天皇本紀〕（卷之七十三、本紀第七十三）

『大日本史』の本紀の最後は後小松天皇であるが、その掉尾をなしているのは明徳三年の記事である。そこには「初め後醍醐天皇の南巡せられしより明徳三年に至るまで、凡そ五十七年。皇統緒を分ち、京畿城を阻てしが、帝、神器を受けたまふに及びて、海内始めて一統し、車書文軌を同じくし、世世相承けて寶祚<sup>みくら</sup>疆無し。」と結ばれている<sup>(29)</sup>。

〔後小松天皇の贊〕

北朝五天皇には個別の贊は付されていないので、前記二天皇の贊は後小松天皇の贊の冒頭部分で触れられている。しかも大事なことは、後小松本紀の贊は『大日本史』の「総括」のような性格を持っていると考えられることである。

そこでは「贊に曰く、皇統の判れて南北と為るは、猶ほ、元魏の分れて東西と為れるがごときか。曰く、非なり。孝武・孝静は、皆孝文より出で、固より軽重する所無く、唯だ名分の在る所を視て、正と為すのみ。孝武は高歡の逐ふ所と為りて、孝静、其の立つる所と為る。」と、あたかも中国における北魏の分裂と南北朝時代と相似の關係を提示する。つまり、北魏が東西に分裂した時の正閏問題である。ここでは「則ち正統の西に在ること、従りて知る可なり。」とした上で、「皇統の後嵯峨に出づるも、亦軽重する所無く、唯神器の在る所を視て、正と為すのみ。」と水戸学の重要論点を出して、続けてさらにはつきりと「光厳・光明は皆叛臣の立つる所たり。神器無きに非ざれども、伝ふる所、真に非ざれば、則ち之を有りと謂ふを得ず。」と主張する。光厳・光明に伝えられた神器が偽器であったと、後醍醐方の主張を認めて、後醍醐の一貫した在位を主張している<sup>(30)</sup>。ここまでであれば、何の問題もなく論理は一貫しているのだが、ここからロジックは鋭角的に曲折する。すなわち、憺泊の有名な論理が持ち出される<sup>(31)</sup>。

然れども神器の軽重は、人心の向背に係る。人心帰すれば則ち神器重く、人心離るれば則ち神器軽し。

これこそ、光圀の南朝正統論を「中和」する論理であった。大方の人心は明らかに南朝を離れていた。「天は惟れ一、道器は二ならず。閏撃の乱賊の、得て覬覦する所の者に非ず。則ち皇統の属する所、辨ずるを待たずして明らかなり。」<sup>(32)</sup>ここで「正統の属する所」ではなく「皇統の属する所」となっていることが重要であると考ええる。筆者はこれは鷲峰の『本朝通鑑』での立場と同じであると考えている。そしてこの一節を受けて、結論部分につなげている。

明徳中、帝、神器を後亀山帝より受く。是に於てか、皇統合して一となり、聖緒、悠久に伝はる。

さらに北魏の分裂以降の歴史にふれて、「彼の宇文・普六茹も、亦、所謂伝国受命の璽有り。而れども、異姓呑税噬し、父子戕賊す。豈、皇統綿邈として、千万世に互りて、動揺す可からざる者と、日と同じくして語る可けんや。」とわが国の万世一系を誇り、最後に

然らば則ち神器の靈物たる、自ら帰する所有り。嗚呼、盛んなるかな。

と北朝に皇統が帰一したことを言祝いでいるのである。<sup>(33)</sup>この点と強く照応関係にあるのが南朝の「長慶天皇・後亀山天皇紀」（本紀）の「贊」である。

〔贊〕

「贊に曰く、長慶・後龜山二帝は、先皇の余烈を承け、吉野に偏安す。朝議・礼典、大率廢欠して行ふこと能はず。而れども、猶ほ能く士氣を鼓舞し、四方に号令すること二十余年。運瘡れ祚衰ふと雖も、義を蹈み節に徇ふの徒、死に之るまで二靡し。神器の在る所、其の、以て人心を維持す可き者、乃ち能く此の如し」

とあるように、頽勢にあるとはいえ、「忠臣」たちが節義のために一命をかけて戦い二〇年以上にわたって王朝を維持してきた所以を神器の存在に求め、正統が南朝にあったことを認めているが、続けて重要な指摘をしている。

「蓋し後醍醐の拒みて授けざりしは、天命已に在るを知らばなり。後龜山の与へて悒しまざるは、天命既に去るを知らばなり」<sup>(34)</sup>

と後醍醐が光厳に神器を渡さなかったのは天命が自分にあることを知っていたからであり、後龜山が神器を後小松に渡すのにやぶさかでなかったのは天命がすでに去っていたことを知っていたからであると明言しているのである。「天命が去る」とは革命の前提である。こうして古代以来の王朝は終焉を迎え、「天命」を受けた新たな王朝の成立を示唆し、そのことを言祝いで本紀の贊は締めくくられているのである。

以上、みてきたように、本紀と列伝は相互に緊密に関連して叙述されている事が解る。論贊はそれらをさらに簡潔に因果関係をつけて儒教倫理の立場から評論したものであり、本紀・列伝と論贊は強い照応関係にあることが確認された。

このことは、『大日本史』は三大特筆の一つとして知られている南朝正統論一色にぬられているわけではな

く、北朝正統論をも導き出せる複合的な歴史観を持っていたことを論理的に想定させる。なぜならば、何故後醍醐の新政がわずかな時間で失敗に帰し、正統な王権が地方政権に甘んじ、四代五七年間で潰えなければならなかったのかという問いに『大日本史』はある解答を与えているからである。

一つ目は、武士の台頭はひとえに天皇・朝廷の失徳にあること、そして二つ目には、これまで見てきた論理的必然性から持明院統が嫡流であり、大覚寺統は庶流であり、後醍醐はその大覚寺統のさらに庶流であること、持明院統は道徳的に優れた後深草の皇胤であること。そして三つめは、百代目の天皇である後小松の時に神器が京都に帰り、以降この皇統に帰一していることなどである。

では最後に、南北朝期のもう一方の主役たる尊氏・直義兄弟をどのように描いているか検討してみよう。

〔足利尊氏伝〕（卷之一百八十四、列伝第二百十一）

「建武元年、追ひて恢復の功をを論じ、尊氏を第一と為して、武蔵・常陸・下総の守護と為し、（太平記。）正三位に叙し、参議に拜す。（公卿補任。）時に天下始めて定まり、政、官家に帰し、朝臣方に恢復に頼り、遽に国郡の兵馬の制を革めて、一に古に還さんと欲し、大に武士を抑排し、中興の勲ある人を除くの外、控弦の徒、往々職を失ひ、守護の威令行はれず、所在將軍の家人下りて民伍に編せらる。加之女謁公行し、賞賜稽濫して、義を起せる元勲と雖も、或は敍録を遺られ、本領舊に仍ることを許されしものも、旋て亦収奪せらる。是に由りて衆情憤怒し、天下の権の復將門に出でんことを思ひ、率ね多く望を尊氏に属す。」

ここには、新政が短い間に失敗に帰した理由が下線部分で簡潔に述べられている。明らかに朝廷側の失徳を指摘している。<sup>(35)</sup>さらに、「尊氏固より大志有り」と述べ、それは「必ず源頼朝の比を得んことを期し」てい

たことと述べ、「以て宿謀を濟さんことを図り、直義之が為に計画す。」と述べ、「然れども外は忠款を示して以て朝廷に媚ぶ。」と批判しているが、「帝之を悟りたまはざるなり。」と後醍醐の不明を同時に指摘している。さらに、護良が尊氏を除こうとした時も「帝聴したまはず。」と指摘し、尊氏が廉子と共謀して護良の謀叛を告げた時「帝之を信じたまひ、護良を鎌倉に放ち、尊氏の家士を付して護送せしむ。是に於て奸計滋と甚し」と尊氏を批判しているが、その「讒言」を「帝之を信じたまひ」が重要な要素となっている。そして、中先代の乱の時の尊氏の行動を太平記に依りながら詳述して「是に於て武士の職を失ひて、朝廷を怨望せるもの、一時に奮起して（尊氏に：引用者）景従す。」と建武政権の瓦解の端緒について指摘する。さらに伝の終わり近くで「尊氏器宇弘裕、規略遠大にして、事に赴くに緩にして及ばざるが如し。而も文晝已に明に、綱維先ず布き、時に権詐を出して、其の際を窺はる、こと無く、人に任じて疑はず、金帛を視ること土石の如し。」とその人柄を大略肯定的に述べている。<sup>(36)</sup>

もちろん、尊氏は後醍醐に叛いたわけであるから、「志を得るに及びて復忌憚する所無く、其の主を視ること弁髦の如く、廢立皆其の手を俟つちて成り、天下の郡国、神祠の封戸、公卿の食邑を問はず、強奪豪占して、悉く將佐に頒ち給し」とその権力の行使を批判されている。<sup>(37)</sup>しかし、一方的に叛臣として断罪されているわけではないことは、これまでの行論から明らかである。そうだった経緯については、『大日本史』はかなり「客観的」に叙述されているといえよう。

実は、『大日本史』を読んで筆者が一番驚いたのが直義の列伝である。周知のように、尊氏と直義は同母の兄弟であり、旗揚げ以来両者は協力して武家政権を再建したわけであるが、直義は局面によっては逡巡する尊氏を鼓舞し足利政権の確立を決断させた重要人物である。しかし、これも周知のように両者は次第に対立を深め、ついに武力対決に至るわけである。これは基本的に幕府内の内訌であるが、南朝を巻き込んで「正平の一

統」に至る南北朝期の重要局面である。一般に「観応の擾乱」として知られている一連の過程の中で、直義は対立する尊氏・義詮方に対抗するため南朝に降った。『大日本史』では義詮から政務を奪おうとした直義に、後村上天皇が北畠親房を通してこれを諫めたことが記述されている。そしてそれに対する直義の回答もあわせて記されており、それは本質的に重要な論点を提示している。実は、親房が後村上の意を受けて次のような書を送ったという記述は「房玄法印記」に拠るが、「房玄法印記」にはその明文が記載されていない、列伝の記述は『神皇正統記』を参酌して書いたという旨が割り注にある。本稿では、だからこそ逆に明確に『大日本史』の編著者たちの考え方がそこに明示されていると考え、かなり長文にわたるが、この部分を子細に検討したい。

〔足利直義伝〕（卷之一百八十九、列伝一一六）

上世神明業を創め、傳へて人皇に至り、聖聖相承くること九十餘代、正を正とするの道、古今に亘りて易らず。苟も斯の道を悖慢する有れば、立に覆滅を取らざるは莫し。古昔に鑒みて将来も知るべきなり。然るに文治・承久以来朝廷武臣をして専ら兵権を操らしめたるもの、抑々亦以有り。當時源頼朝朝勲を建つること殊に大にして、之を賞する所以も亦前蹤に度越せり。是を以て父子相継ぎて邦家に藩屏たりしが、能く其の上を上として、一日も怠らず。且つ其の行ふ所皆朝廷の進止を稟けたり。之を僭越と謂ふべからず。但々兵に將たるの家は、勢久しく存せず。是を以て、僅に其の二子に傳へて絶へたり。平政子之を継ぎ、能く庶政を修明し、未だ失遺有らず。而も承久の事の如きは、未だ天意に應ぜずして、遂に北狩の禍有り、北条泰時克く成績を承け、志、治安に在り、能く其の正を正として毫も私する所無し。是を以て神明之を賛け、能く其の後嗣を百年の久しきに保てり。



この内容が『神皇正統記』を参酌して書かれているので内容上格別新しいことは見いだせないが、承久の乱も含めて頼朝以来の武家政権を肯定していることは明らかである。<sup>(38)</sup>そして、続けて「高時に至りて、その職を荒怠して、自ら滅亡を速けり。先皇（後醍醐天皇：引用者）運に應じて赫怒したまひ、以て天下を統一し、上累聖の積憤を慰めたまふ。易きこと掌を反すが如し。」と鎌倉幕府滅亡から後醍醐の新政成立までを簡潔に叙述し、<sup>(39)</sup>いよいよ、足利尊氏と直義の事跡にふれる部分に続く。

是の時に當りて、建武の征東將軍（尊氏：引用者）翻然として義に歸し、克く功效を立て、累に寵權を蒙れり。然るに大功終へず、遽に軍士の姦謀を聞きて、清世を濁乱す。

と尊氏が後醍醐に叛旗を翻したことを批判し、「先皇遂に忿を銜みて昇遐したまえり。禍乱の起れる前後十有六年、父子・骨肉、日に干戈を尋ぎ、生民の肝腦地に塗れ、膏血野に瀝ぎ、海内騒然として復た寧歲無し。」と内乱の様相を述べた後、「而して其の咎めに任ずるものは誰ぞや。」と足利方の責任を追及する。<sup>(40)</sup>そして直義の南朝への帰順にふれて次のように主張する。

今や足下（直義：引用者）蹶然として慮を改め、累に懇款を送り、命に順ふの請有り。議者固より足下の志、朝威に藉りて内難を掃ふに在るを知れり。而して天意の洪大なる、特に其の前功を録し、以て其の請を聴し、詔敕既に降れり。

つまり、直義が南朝に帰順したのは、南朝と和睦することによって幕府内の争いを有利にしようという意

図であることは議者（親房：引用者）は見抜いているが、天皇は寛大であり許しの詔勅は既に下っている、と述べている。そうである以上、「足下當に速に正朔を奉じ、凡そ大小の軍政、来りて朝旨を取るべしと謂ふべし。」と即刻南朝に伺候し、その命令に従うことを求めている<sup>(4)</sup>。しかし、直義はそれに従わず、觀応という北朝元号を未だ使用し、守護頭という称号を私称している、などと直義の面従腹背を厳しく非難し、次のように結論づけている。

夫れ今日の天下は、先皇（後醍醐：引用者）の天下なり。今上（後村上：引用者）誕に神器を受けたまひ、實に人皇の正統たり。足下天命の在る所を審にし、能く其の上を上とし、其の正を正とし、速に元弘の区域に納れ、中興の治を翼賛し、上は以て先皇在天の靈を慰め、下は以て天下一統の化を敷き、身は當時に榮え、聲は後世に播く。豈に美ならずや。幸に熟慮せよ。請ふ所の武家管領の如きは、則ち當に入朝の後を俟ちて之を議すべきのみ。

「夫れ今日の天下は、先皇の天下なり。」とはまさに親房のいいそうな台詞であるが、これが『大日本史』の南朝正統のはっきり表れているところである<sup>(4)</sup>。それよりも注目すべきは、それに対する、直義の回答である。

覇者の王業を扶け、武將の皇家を護るは、天下古今の通誼なり。建久中、源右大将（頼朝：引用者）諸国総追捕使を管せしは、實に中興の武家にして朝廷の隆替、天下の安危悉くこゝに係れり。承久の亂に及び、北条義時廢立を行ひ、朝権・政柄併せて其の掌握に歸す。降りて元弘の初に至り、其子孫已に衰ふ。

家將軍（尊氏：引用者）先皇に遭遇し、機に乗じ義を起すや、天下響の如く應じ、旬日の間、四方大に定

り、建武中、又親ら兵を督して関東の遺賊を誅滅したり。凡そ其の元勳殊積古今比無し。

ここまででは、親房の言い分とあまり異ならないし、武家政権の正当性を主張し足利一門の功績を誇っている。<sup>(43)</sup>しかし、ここから先は大いに親房と主張が異なっている。

然るに、左右の姦邪聖聰を迷惑し、將に異なる處分有らんとす。是に於て甲を齎して内に向ひ、以て君側の悪を除かんことを謀れり。而も精誠終に照察を被らずして禍亂を構成し、大駕再び山門に幸したまひ、兵を窮め、武を黷し、始めて和を講じ成を致し、先皇脱履したまひて、神器付する所有り。則ち某等將に舊章に率由し、公家を補佐すべしと謂いはんとせしに、又俄に蹕を吉野に移したまふに逼ひ、復た之を如何ともすること無きのみ。近ごろ將に兵威を耀し、家人の不順を懲し、以て衆心怨苦を慰めんとし、因りて奏請する所有り、…(中略)…來書に、天下を一統するを以て期せらる。夫れ先皇の盛烈を以てして四方を混同したまふこと、僅に三年なること能はずして、海内覆亂せり。則ち夫の武人勇卒は固より公家に俯從して、卿相の奴隸僕圍為ることを樂まざるを見るべきなり。而も今日復た能く其の面を革めて服承することを保せんや。請ふ、幸に察せられよ。唯と速に請ふ所を許したまひ、車駕京に還りて、一に武家の往日施設したる所に從ひたまはゞ、則ち先皇の聖子神孫寶祚を無窮に保ちたまひ、而して天下自ら太平ならん。

下線部分に注目してもらいたい。特に「武人勇卒は固より公家に俯從して、卿相の奴隸僕圍為ることを樂まざるを見るべきなり。」という部分と「速に請ふ所を許したまひ、車駕京に還りて、一に武家の往日施設した

る所に従ひたまはゞ、則ち先皇の聖子神孫寶祚を無窮に保ちたまひ、而して天下自ら太平ならん。」という部分は、直義であろうと尊氏であろうと同じであつて、まさに武家政権のレーゾンデートルを明示しているといわなければならない。これが南朝に帰順しようという武家のロジックなのである。<sup>(44)</sup>

〔足利直義の贊〕

この部分の儻泊の贊は「或る者、書を贈り、大義を以て之を論すと雖も、款附せるは其の本心に非ざれば、意ふに何の益あらんや。」と短く評論しているだけである。<sup>(45)</sup>そして兄弟、親子が敵対した果てに直義が毒殺されて内訌は一応決着する。儻泊は「天道、好んで還る。『爾に出づれば爾に反る』、其れ殆ど然るなり。」と必然的因果応報を指摘して締めくくっている。<sup>(46)</sup>

この直義の列伝と論贊の記述は、南朝方のイデオロギーと武家の行動原理・価値観が相容れないものであつたことをよく示している。しかも前者は後者を止揚し得ていないのである。しかし、その直義も天道の計らいによつて死に至り、その天道が貫徹することによつて、歴史は倫理的に展開していくと『大日本史』は主張しているのである。ここで重要なことは、『大日本史』では両者の主張が対立したまま歴史叙述として提示されているわけである。

以上見てきたように、『大日本史』編纂に関与した史臣たちは、普遍的に儒教倫理が貫徹していく過程として歴史を叙述しようと努力した。しかし、実際の歴史は矛盾に満ちた曲折した過程であつた。そこで「勢」や「時」「機」「人心の向背」という概念が導入されざるをえなかつたと考えられる。しかし、彼等の主人である光圀にとつて南朝正統論は一つの信条であり、儒教的普遍主義や合理的判断の外にあるからこそ「この事はかりは某に許してよ」という決断になつたと考えられる。実際の『大日本史』の編纂はこうした光圀の心情と前

期水戸学の史臣たちの儒教的普遍史観との緊張関係の中でなされたものといえよう。それ故にこそ、南朝正統論を表に掲げながらも、その頽勢、滅亡の内的要因を明らかにし、閏統とされた北朝に配慮した史書となったと考えられる。

### 栗山潜峰『倭史後編』における南北朝論と『論贊』の位相

安積憺泊、三宅観瀾と並んで前期水戸学を代表する儒者が栗山潜峰である。潜峰は山崎闇斎の学統につながる儒者である。同じく三宅観瀾もそうであるが、朝廷との距離感は観瀾とは異なっていたように思われる。潜峰は皇統の正閏を神器の所在によるとした点で『大日本史』三大特筆に大きく寄与したが、前期水戸学派の中でも光圀の立場に比較的近い史臣であったといえよう。

その潜峰はまた、『保建大記』および『倭史後編』の著作でも知られている。本稿では特に後者を検討するが、その構成は紀伝体採っている。第一巻が後小松、第二巻が称光、第三巻が後花園となっている。後小松紀は明徳三年一〇月に後亀山から神器を受けたところから書き起こされている。この点からも、『倭史後編』と『大日本史』の『統編』との関係が気になるところではあるが、ここではこれ以上深入りはしない。ただ、潜峰が第一巻の冒頭で南朝の滅亡に言及していることに注目したい。

潜峰は頼朝開幕以来、北条氏が皇位を左右したことにふれ、後嵯峨の遺詔が亀山の子孫に皇位を伝えるものであったにもかかわらず、北条氏は遺詔を奉じなかった。そのため両統迭立になったとし、それはあたかも「如奕棋然」であると評している。そして続けて次のように述べている。

此後醍醐帝所赫怒以討北条氏。而其志專在廢後深草之後。後深草龜山之兄。而未嘗聞有失德。若伏見若

花園温順恭黙。固皆守文之良主。而将以永廢其子孫於人心有所未安也。此足利氏所擁立以成霸也。嗚乎南朝之凶。雖曰由逆賊。而天命之所歸。亦未必不有因也。

つまり、後醍醐が北条氏討滅を図つたのは、もっぱら後深草の皇統を排除しようとしたからであるが、後深草、伏見、花園らはいずれも「守文之良主」であり、これを廢しようとした行為は人心を安んじるものではなかった。これが足利氏が北朝を擁立して覇業をなした所以であり、南朝の滅亡は蓋し「天命」の期するところであった、と結論づけているのである。<sup>(47)</sup>

本稿でこれまでみてきたように、近世前期の儒者たちはいずれも武家政権のレーゾンデートル、レジティマシーの弁証に腐心したが、儒教的普遍主義からは天皇、朝廷の「失徳」（＝余殃）が主要因とされるが、檐泊執筆の『論贊』にあるように、「勢」や「時」「機」、「人心の向背」という概念も導入されることがあった。また観瀾のように正統は「義」にあつて「器」にあらず、という立場はより普遍主義的である。このように、三人の理論的立ち位置は微妙にずれているのだが、後醍醐による新政の失敗と南朝滅亡という歴史的事実の叙述と評価は普遍主義的立場で一致していたといつてもよいだろう。そして重要なことは、光圀に最も近いと近代水戸学派が評価する潜峰においても、檐泊執筆の『論贊』の両統迭立期から南北朝期にかけての評価と極めて近い。『論贊』は檐泊単独の執筆ではあるが、檐泊は稿が成る度に史館の同僚や観瀾、そして室鳩巢などに稿を送り意見を徴して加筆訂正して完成させている。このことから、前述のように『論贊』は『大日本史』に係した儒者たちの一般の見解を集大成したものといえよう。ここでは、より儒教的普遍主義が強く押し出されていた。見方を変えれば、光圀さえも史臣たちのこうした考え方を否定できなかつたと考えられる。こうして『大日本史』に「特殊日本の君臣関係」と「儒教的普遍主義」という時に相反する歴史認識上の「二元主義」

が内包されたのである。

### まとめにかえて―近世儒家史論と国体論

以上みてきたように、近世儒家史論は一方において幕藩体制の正当化という理論的課題に直面した。他方、同時にそれは天皇・朝廷をどう位置づけるかという問題を内包していた。

林家による『本朝通鑑』は論理必然的には南朝正統を認識しつつも表面的にはそれを明確に打ち出さず、後醍醐までを正統とし、南北朝期では北朝を正統視して歴史叙述をおこなった。それは、幕藩体制の正当化とそれを担保している現朝廷が北朝の皇胤であり、その北朝によって武家政権の正当性が担保されたことに配慮した結果であった。淡々と歴史的事実を記すという行為もこうした政治性を帯びていた。この意味では、修史は純学問的営為というよりは政治そのものであったといえよう。羅山と鶯峰は葛藤しつつも修史をそうしたものとして行ったのである。

対する光圀による『大日本史』は、歴史記述の資料的根拠を明記したことは『本朝通鑑』より学問的アプローチで編纂されたが、三大特筆と呼ばれる強いイデオロギー性を持っていた。就中、南朝正統論は後世に大きな影響を与えた。しかし、その正統王朝は五〇数年で衰微・滅亡してしまった。『大日本史』が南北朝合一後の後小松天皇までの紀伝体による通史である以上、何故そこに至ったのかについては、その因果関係がその中で解き明かされなければならない。つまり、『大日本史』の記述が後小松までで南北朝合一を言祝いで擱筆されているわけであるから、それまでの歴史過程にその原因が胚胎されていなければならない。それを、余慶―余殃の作用の過程と結果として叙述したものが『大日本史』（『論贅』を含む）であった。それは光圀の心情と史

臣たちの儒家史観の葛藤の中で形成された史論であった。

『本朝通鑑』と『大日本史』は南北朝の正閏問題で大きな相違があると考えられてきたが、本稿で検討したように、両者は同じ葛藤を内包しており、前者はそれを幕藩体制の正当化に重点をおいて歴史叙述し、後者は君主光圀のイデオロギーにより忠実に歴史叙述した結果生じた差異であった。葛藤のポイントは同じであったも結果は異なっていた。しかし、両者の距離は実はそう遠くないのではないか、というのが筆者の解釈である。こうした、論理的見通しの中で、国体論はどのように形成されていったのであろうか。これは言い換えれば、前期水戸学が内包していたものが、その後どのように展開していったかということの意味する。これまで、みてきたように、『大日本史』に結実した前期水戸学の中には、後醍醐の全行為をアプリアリに肯定するロジックも叙述も存在しない。また、それ以前の天皇の事跡についても厳しく批判的な叙述はままみられ、まして、白川以降の院政期の治天に対する評価は極めて否定的でさえある。国体論の形成には、それらを「尊王論」的に純化・転換していくことが不可避のプロセスであった。ここに後期水戸学の役割があったと考える。つまり、前期水戸学が胚胎していたものの中から、「不純」な要素を排除し、尊王論的要素を肥大化させてゆくというプロセスである。ここでは、「義公の本意」が再解釈の対象となり、それからズレているとして『論贊』が削除されなければならなかったわけである。さらに一七二〇（享保五）年に幕府に献進された「享保本」では叛臣伝から外されていた西園寺公宗を叛臣伝に戻すなどの校訂・編修作業が加えられた。これがいつのことかは明確にできないが、一七三二（元文二）年「元文検閲本」と呼ばれるものができた年に安積愷が死去している。「享保本」の時に公宗を叛臣伝から外したのが愷であったわけであるから、現行本のように叛臣伝に戻されたのはそれ以降のことであろうと思われる。<sup>48</sup>

そして、後期水戸学の尊王論が幕末維新期に大きな役割を果たしたことは改めていうまでもないが、倒幕と



新政府樹立が王政復古として、未完に終わった後醍醐新政を祖型としたことが高唱され、維新の志士たちは楠木正成をはじめとした南朝の「忠臣」たちになぞらえられ、正成たちは別格官幣社の祭神として神格化され顕彰されていった。このことは維新のイデオロギーが国体論に転化していく第一歩となった。

この点について、近世思想家野口武彦の『江戸の歴史家』は次のような本稿にとつて示唆的な議論を展開している。「いわゆる後期水戸学がたんなる歴史思想ではなく、尊皇思想を中軸に据え、『国体』の理念を核心においた政治イデオロギーの体系であった。」<sup>⑩</sup>そしてさらに次のように述べられている。

それにもかかわらず、こうした政治イデオロギーとしての後期水戸学の成立は、『大日本史』の編纂、刊行を中心とする水戸史学の伝統と切り離して考えることはできない。まず第一に、後期水戸学の代表的イデオログである会沢正志斎、藤田東湖、豊田天功、青山延光などはほとんど例外なく、史館勤務と藩政担当者とを兼ねた人士であり、斉昭擁立運動に始まる現実政治への関与も、強力な尊皇論的モラル・バックボーンに支えられていた。第二に、その尊皇論は、いかに「広義の国学」からの思想的輸血があつたとはいえ、前期水戸学以来の歴史的個性の模索という基盤があつてはじめて、体系化可能なものであつた。いつてみればわれわれは、後期水戸学の成立という歴史上の劇のうちに、歴史についての原理的思考がいかにアクチュアルな歴史意識を引き出してゆくかの過程をさぐることができるのである。歴史について思惟することがいつしか同時代の現実に関与することになってゆく実例であるといつてもよい。

つまり、野口は前期水戸学は後期水戸学の培養基であり、後者は現実政治と関わっていくなかでよりイデオロギッシュに変容をとげたといっているわけである（変容の触媒が広義の国学というわけである）。これには

基本的に賛同するが、筆者の関心はその政治的方向性にある。後醍醐の新政が、「万機天皇親裁」の「復古」にあつたわけだが、後醍醐を名分論的にポジティブに評価すれば、その政治的方向性もアプリアリに肯定される。ここに幕末維新の政治的転換が「復古」として実現された根拠があつた。その思想的背景としての国体論（この場合は復古的尊王論に神国思想的攘夷論が加味されたもの）の形成に後期水戸学がなした貢献は大きかつた。

しかし、明治以降の日本は近代化⇨西欧化の途を進んでいった（脱亜入欧）。近代水戸学派に代表される国体論は、近代化⇨西欧化の進展の中で「ポジティブな価値を持つ固有のナショナルイデオロギイ」が解体されつつあるという強い思想的危機意識の中で、イデオロギッシュな後期水戸学をさらに戯画的に教条化⇨「政治神学化」したものといえよう。

そして、久米邦武事件は近代天皇制の「政治神学化」をさらに進め、南北朝正閏論問題はその最も大きな画期となった事件であつた。明治天皇の勅裁により南朝正統と決まったということはそれが日本史のアプリアリな前提であり、後醍醐天皇は善悪の彼岸に措定され、楠木正成ら南朝の「忠臣たち」は臣民としての在るべき姿であると位置づけられる。そのような歴史認識の究極形態が皇国史観という形で結実したと考える。こうした過程に後期水戸学とその近代の継承者たちが果たした役割は大きいといわなければならない。

より「学問的」アプローチで前期水戸学派によつて編纂された『大日本史』には尊皇思想というイデオロギイが胚胎されていた。それが一九世紀中葉以降の内外の政治状況の中で強烈な政治性を発揮することになつたのである。それを誘発・媒介したのは後期水戸学であり、その思想的継承者であつた近代水戸学派であつた。

〔註〕  
第三章

- (1) 名越時正「水戸学派における建武中興論」、『水戸光圀とその余光』所収、二二六頁
- (2) 同前、二一六頁
- (3) 同前、二一四頁
- (4) 同前、二一八頁
- (5) 安見隆雄「大日本史と論贊」、『水戸光圀と京都』所収、二〇〇頁
- (6) 『譯註大日本史』第二卷、本紀 一二三～一二四頁
- (7) 『近世史論集』、五一～五二頁
- (8) 第三卷 列伝 九八頁
- (9) 第二卷、本紀 一五四頁
- (10) 『近世史論集』、五三頁
- (11) 『近世史論集』 八〇頁
- (12) 第二卷、本紀 一八九頁
- (13) 『近世史論集』、五四～五五頁
- (14) 『近世史論集』 八〇頁
- (15) 第二卷、本紀 二五一頁
- (16) 『近世史論集』、五八頁
- (17) 第二卷、本紀 二七五頁
- (18) 『近世史論集』、六二頁
- (19) 第二卷、本紀 三二五頁（本文に五一五頁とあるのは誤記）
- (20) 『近世史論集』、六三頁

- (21) 『近世史論集』、六三頁
- (22) 第二卷、本紀 三二五頁
- (23) 『近世史論集』、六三～六四頁
- (24) 第三卷、本紀 六六頁
- (25) 『近世史論集』、六七頁
- (26) 第三卷、列伝 一三三～一三四頁
- (27) 第二卷、本紀（北朝の天皇の本紀は後小松本紀に首書） 四一〇頁
- (28) 同前
- (29) 第二卷、本紀 四一三頁
- (30) 前掲『近世史論集』、六九頁、第二卷、四三三頁
- (31) 同前
- (32) 同前
- (33) 同前
- (34) 同前、六八～六九頁
- (35) 第五卷、列伝 五〇頁
- (36) 同前、五一～六五頁参照
- (37) 第五卷、列伝 六六頁
- (38) 同前、一二五～一二六頁
- (39) 同前、一二六頁
- (40) 同前
- (41) 同前
- (42) 同前、一二七頁

- (43) 同前
- (44) 同前、一二七～一二八頁
- (45) 『近世史論集』、一八四頁
- (46) 同前
- (47) 『倭史後編』卷之一、『甘雨亭叢書』所収
- (48) その他に、源義朝の扱いても異なっている。この点について詳しくは小倉芳彦による『近世史論集』の「解説」参照。特に五六三頁の旧本と流布本の異同の一覧表が参考になる。なお小倉も指摘しているように、藤田幽谷「修史始末」が、檐泊の公宗や義朝の扱いを問題視しているので、こうした異動がおこなわれたのは、「修史始末」が書かれた一七九七（寛政九）年以降のことと推測される。
- (49) 野口武彦『江戸の歴史家』（ちくま学芸文庫版、一九九三年）、二八四頁
- (50) 同前、二八五頁